

市 会 議 案

平成29年9月定例会(平成29年9月11日提出)

名 古 屋 市

目 次

平成29年第 95 号議案	名古屋市市税条例及び名古屋市市民税減税条例の一部改正について……………	1頁
平成29年第 96 号議案	名古屋市児童相談所条例の一部改正について……………	11頁
平成29年第 97 号議案	緑のまちづくり条例の一部改正について……………	15頁
平成29年第 98 号議案	名古屋市都市公園条例の一部改正について……………	29頁
平成29年第 99 号議案	名古屋市コミュニティセンター条例の一部改正について	45頁
平成29年第100号議案	名古屋市公設市場条例の一部改正について……………	47頁
平成29年第101号議案	名古屋市久屋大通公園条例の制定について……………	49頁
平成29年第102号議案	名古屋市久屋大通公園北部園地・中央園地整備事業者選 定審議会条例の制定について……………	59頁
平成29年第103号議案	名古屋市屋外広告物条例の一部改正について……………	63頁
平成29年第105号議案	財産の取得について……………	69頁
平成29年第106号議案	指定管理者の指定について……………	71頁
平成29年第107号議案	指定管理者の指定について……………	73頁
平成29年第108号議案	指定管理者の指定について……………	75頁
平成29年第109号議案	市道路線の認定及び廃止について……………	77頁

平成29年第95号議案

名古屋市市税条例及び名古屋市市民税減税条例の一部改正について

名古屋市市税条例及び名古屋市市民税減税条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

平成29年9月11日提出

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市市税条例及び名古屋市市民税減税条例の一部を改正する
条例

(名古屋市市税条例の一部改正)

第1条 名古屋市市税条例（昭和37年名古屋市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第15条中「100分の6」を「100分の8」に改める。

第35条の次に次の1条を加える。

第35条の2 法第349条の3第28項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

2 法第349条の3第29項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

3 法第349条の3第30項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

附則第14条の6中第15項を第17項とし、第14項の次に次の2項を加える。

15 法附則第15条第44項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

16 法附則第15条第45項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

(名古屋市市民税減税条例の一部改正)

第2条 名古屋市市民税減税条例(平成23年名古屋市条例第48号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「100分の5.7」を「100分の6に100分の95を乗じて得た率に100分の2を加えた率」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中名古屋市市税条例第15条の改正規定及び第2条の規定並びに次項の規定は、平成30年1月1日から施行する。

(個人の市民税に関する経過措置)

2 第1条の規定による改正後の名古屋市市税条例第15条及び第2条の規定による改正後の名古屋市市民税減税条例の規定は、平成30年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成29年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(理 由)

この案を提出したのは、地方税法の一部改正に伴い、個人の市民税等について規定を整備する必要があるによる。

(参考 1)

新 旧 対 照 (改正案)
現 行

1 名古屋市市税条例 (抜すい)

(所得割の税率)

第15条 所得割の額は、課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額に、 $\frac{100 \text{ 分の } 8}{100 \text{ 分の } 6}$ を乗じて得た金額とする。

第35条の2 法第349条の3第28項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

2 法第349条の3第29項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

3 法第349条の3第30項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

附 則

(条例で定める固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例等の割合)

第14条の6 (略)

2 }
5 } (略)
14 }

15 法附則第15条第44項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

16 法附則第15条第45項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

$\frac{17}{15}$ (略)

2 名古屋市市民税減税条例 (抜すい)

(個人の市民税の所得割の税率の特例)

第4条 所得割の額は、市税条例第15条の規定にかかわらず、同条例第13条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額に、 $\frac{100\text{分の}6\text{に}100\text{分の}95\text{を乗じて得た率に}100\text{分の}2\text{を加えた率}}{100\text{分の}5.7}$ を乗じて得た金額とする。

2 (略)

(参考 2)

参 照 条 文

1 地方税法（昭和25年法律第226号）抜すい、新旧対照 $\left(\frac{\text{改正後}}{\text{改正前}}\right)$

（所得割の税率）

第314条の3 所得割の額は、課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額に、100分の6 （所得割の納税義務者が地方自治法第252条の19第1項の市（第314条の6及び第314条の7において「指定都市」という。）の区域内に住所を有する場合には、100分の8）の標準税率によつて定める率を乗じて得た金額とする。この場合において、当該定める率は、一の率でなければならない。

2 （略）

（変電又は送電施設等に対する固定資産税の課税標準等の特例）

第349条の3 （略）

2 }
5 } (略)
27 }

28 児童福祉法第34条の15第2項の規定により同法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業の認可を得た者が直接当該事業の用に供する家屋及び償却資産（当該事業の用以外の用に供されていないものに限る。）に対して課する固定資産税の課税標準は、前2条の規定にかかわらず、当該家屋及び償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格 $\frac{\text{に2分の1を参酌して3分の2分の1の}}{\text{の2分の1の}}$ の1以上3分の2以下の範囲内において市町村の条例で定める割合（当該償却資産が第389条の規定の適用を受ける場合には、2分の1）を乗じて得た額とする。

29 児童福祉法第34条の15第2項の規定により同法第6条の3第11項に規定する居宅訪問型保育事業の認可を得た者が直接当該事業の用に供する家屋及び償却資産（当該事業の用以外の用に供されていないものに限る。）に対して課する固定資産税の課税標準は、前2条の規定にかかわらず、当該家屋及び償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格 $\frac{\text{に2分の1を参酌して}}{\text{の2分の1の}}$ 3分の1以上3分の2以下の範囲内において市町村の条例で定める割合（当該償却資産が第389条の規定の適用を受ける場合には、2分の1）を乗じて 得た額とする。

30 児童福祉法第34条の15第2項の規定により同法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業の認可を得た者が直接当該事業（利用定員が5人以下であるものに限る。）の用に供する家屋及び償却資産（当該事業の用以外の用に供されていないものに限る。）に対して課する固定資産税の課税標準は、前2条の規定にかかわらず、当該家屋及び償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格 $\frac{\text{に2分の1を参酌して}}{\text{の2分の1の}}$ 3分の1以上3分の2以下の範囲内において市町村の条例で定める割合（当該償却資産が第389条の規定の適用を受ける場合には、2分の1）を乗じて得た 額とする。

31 }
5 } (略)
34 }

附 則

(固定資産税等の課税標準の特例)

第15条 (略)

2 }
5 } (略)
26 }

27

27

28

5

34

35

36

35

37

5

37

39

40

38

41

5

43

46

44 平成29年4月1日から平成31年3月31日までの期間（以下この項において

「補助開始対象期間」という。）に政府の補助で総務省令で定めるものを受

けた者が児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務を目的とする同法第59

条の2第1項に規定する施設（同項の規定による届出がされたものに限る。）

のうち当該政府の補助に係るもの（以下この項において「特定事業所内保育

施設」という。）の用に供する固定資産で政令で定めるものに対して課する

固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第349条、第349条の2又は第

702条第1項の規定にかかわらず、補助開始対象期間内に最初に当該特定事

業所内保育施設に係る政府の補助を受けた日（以下この項において「補助開

始日」という。）の属する年の翌年の1月1日（補助開始日が1月1日であ

る場合には、同日)を賦課期日とする年度から5年度分(その者がその年度の初日の属する年の1月1日において補助開始日から引き続き当該政府の補助を受けている場合における当該年度分及び補助開始日が1月1日である場合における同日を賦課期日とする年度分に限る。)の固定資産税又は都市計画税に限り、当該固定資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格に2分の1を参酌して3分の1以上3分の2以下の範囲内で市町村の条例で定める割合(当該固定資産が第389条の規定の適用を受ける場合には、2分の1)を乗じて得た額とする。

- 45 都市緑地法第69条第1項の規定により指定された緑地保全・緑化推進法人(同法第70条第1号ロに掲げる業務を行うものに限る。)が都市緑地法等の一部を改正する法律(平成29年法律第26号)の施行の日から平成31年3月31日までの間に都市緑地法第63条に規定する認定計画に基づき設置した同法第55条第1項に規定する市民緑地の用に供する土地で政令で定めるものに対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第349条又は第702条第1項の規定にかかわらず、当該市民緑地を設置した日の属する年の翌年の1月1日(当該設置した日が1月1日である場合には、同日)を賦課期日とする年度から3年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、当該土地に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格に3分の2を参酌して2分の1以上6分の5以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額とする。

- 2 地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律(平成29年法律第

2号) 附則 (抜すい)

(施行期日)

第1条 この法律は、平成29年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) }
(2) } (略)

(3) 第1条中地方税法第11条の2、第35条第1項、第37条、第37条の2第1項及び第2項、第72条の57の2第1項、第72条の57の3第1項から第3項まで、第314条の3第1項、第314条の6、第314条の7第1項及び第2項、第321条の7の12第1項、第321条の7の13並びに第737条第1項及び第2項の改正規定並びに同条の次に1条を加える改正規定並びに同法附則第5条第1項及び第3項、第5条の4第1項第2号ハ及び第6項第2号ハ、第5条の4の2、第5条の5、第6条第2項第1号及び第5項第1号、第29条の7第1項、第31条の4第1項、第33条の2第1項及び第5項、第33条の3第1項第1号及び第5項第1号、第34条第1項及び第4項、第34条の2第1項各号及び第4項各号、第34条の3第1項及び第3項、第35条、第35条の2第1項及び第5項、第35条の2の2第1項及び第5項、第35条の4第1項及び第4項並びに第45条第3項及び第6項の改正規定並びに次条並びに附則第5条第2項、第7条第8項及び第9項、第15条第2項から第4項まで、第31条（外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項、第4項、第7項及び第9項の改正規定に限る。）、第33条第1項及び第3項、第37条（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）第3条の2の2第4項、第6項、第10項及び第12項の改正規定に限る。）並びに第39条第1項及び第3項の規定 平成30年1月1日

(4) }
(5) } (略)
(7) }

(8) 第1条中地方税法附則第15条に2項を加える改正規定（同条第45項に係る部分に限る。） 都市緑地法等の一部を改正する法律（平成29年法律第26号）の施行の日

(9) }
5 } (略)
(11) }

（市町村民税に関する経過措置）

第15条 （略）

2 新法第314条の3第1項、第314条の6、第314条の7第1項及び第2項並びに第737条の2並びに附則第5条第3項、第5条の4の2第6項及び第9項、第5条の5第2項、第6条第5項（第1号に係る部分に限る。）、第33条の2第5項、第33条の3第5項（第1号に係る部分に限る。）、第34条第4項、第34条の2第4項（各号に係る部分に限る。）、第34条の3第3項、第35条第5項及び第7項、第35条の2第5項、第35条の2の2第5項、第35条の4第4項並びに第45条第6項の規定は、平成30年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、平成29年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

3 }
5 } (略)
12 }

平成29年第96号議案

名古屋市児童相談所条例の一部改正について

名古屋市児童相談所条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

平成29年 9月11日提出

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市児童相談所条例の一部を改正する条例

名古屋市児童相談所条例（昭和31年名古屋市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第1条の表を次のように改める。

名称	位置	所管区域
名古屋市中央児童相談所	名古屋市昭和区折戸町 4丁目16番地（名古屋市児童福祉センター内）	千種区、東区、北区、中区、昭和区、守山区及び名東区
名古屋市西部児童相談所	名古屋市中川区小城町 1丁目 1番地の20	西区、中村区、熱田区、中川区及び港区
名古屋市東部児童相談所	名古屋市緑区鳴海町字小森 48番地の 5	瑞穂区、南区、緑区及び天白区

附 則

この条例の施行期日は、規則で定める。

(理 由)

この案を提出したのは、名古屋市東部児童相談所を設置する必要があるによる。

(参 考)

新 旧 対 照 (改正案)
現 行

名古屋市児童相談所条例 (抜すい)

第 1条 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第 174条の26第 1項において適用される児童福祉法 (昭和22年法律第 164号。以下「法」という。) 第 12条第 1項の規定により本市に児童相談所を設置し、その名称、位置及び所管区域を次のとおり定める。

(略)		
名称	位置	所管区域
名古屋市中央児童相談所	名古屋市昭和区折戸町 4丁目16番地 (名古屋市児童福祉センター内)	千種区、東区、北区、中区、昭和区、瑞穂区、守山区、緑区、名東区及び天白区
名古屋市西部児童相談所	名古屋市中川区小城町 1丁目 1番地の20	西区、中村区、熱田区、中川区、港区及び南区

平成29年第97号議案

緑のまちづくり条例の一部改正について

緑のまちづくり条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

平成29年9月11日提出

名古屋市長 河 村 たかし

緑のまちづくり条例の一部を改正する条例

緑のまちづくり条例（平成17年名古屋市条例第39号）の一部を次のように改正する。

目次中「市民緑地の設置（第10条－第14条）」を「市民緑地（第10条－第14条の3）」に、「・第20条」を「－第20条の2」に、「緑地管理機構」を「緑地保全・緑化推進法人」に改める。

第4章第2節の節名を次のように改める。

第2節 市民緑地

第11条各号列記以外の部分中「市民緑地」の次に「（市が設置するものに限る。以下同じ。）」を加え、同条第3号中「たい積」を「堆積」に改める。

第4章第2節中第14条の次に次の2条を加える。

（準用）

第14条の2 第11条から前条までの規定は、法第67条の規定により市が管理する認定市民緑地について準用する。

(認定市民緑地に関する支援)

第14条の3 市長は、規則で定めるところにより、法第62条第1項に規定する認定事業者に対し、必要な支援を行うことができる。

第4章第4節中第20条の次に次の1条を加える。

(生産緑地地区に係る農地等の区域の規模に関する条件)

第20条の2 生産緑地法(昭和49年法律第68号)第3条第2項に規定する区域の規模に関する条件は、300平方メートル以上の規模の区域であることとする。

第23条第1項第1号を次のように改める。

(1) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第53条第1項の規定による建築物の建蔽率(同項に規定する建蔽率をいう。)の最高限度(以下「建蔽率の最高限度」という。)が10分の6以下の区域内にあっては、300平方メートル。ただし、建築基準法第53条第3項又は第4項の規定により建蔽率の最高限度が10分の6を超える建築物の敷地の区域にあっては、500平方メートル

第23条第1項第2号中「建ぺい率」を「建蔽率」に改める。

第24条第2項中「第35条第2項、第6項、第7項又は第9項」を「第35条第4項」に、「これら」を「同項」に改める。

第26条第1項を削り、同条第2項を同条第1項とし、同条第3項中「前2項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項中「又は第2項」を削り、「これら」を「同項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「又は第2項」を削り、同項を同条第4項とする。

第6章第2節の節名を次のように改める。

第2節 緑地保全・緑化推進法人

第38条中「第68条第1項」を「第69条第1項」に、「緑地管理機構」を「緑地保全・緑化推進法人」に、「第70条」を「第71条」に、「第69条第2号」を「第70条第2号」に改める。

第39条中「財団法人名古屋市みどりの協会」を「公益財団法人名古屋市みどりの協会」に改める。

第41条第2項第4号中「前各号の」を「前3号に掲げる」に改める。

第47条第1号中「第11条各号」の次に「(第14条の2において準用する場合を含む。)」を加え、同条第2号中「第14条」の次に「(第14条の2において準用する場合を含む。)」を加える。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第23条第1項第1号、第24条第2項及び第26条の改正規定並びに次項の規定は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の緑のまちづくり条例（以下「旧条例」という。）第23条第1項の規定により緑化率の規制の対象とならない建築物であつて、新築又は増築に着手しているもの及び旧条例第26条第4項の規定による認証を受けている建築物については、なお従前の例による。

(理 由)

この案を提出したのは、都市緑地法等の一部改正に伴い、規定を整備する必要があるによる。

(参考 1)

新 旧 対 照 (改正案)
(現 行)

緑のまちづくり条例 (抜すい)

目次

第1章 }
{ (略)
第3章 }

第4章 緑の保全に関する施策

第1節 (略)

第2節 市民緑地の設置 (第10条 - ~~第14条の3~~ / ~~第14条~~)

第3節 (略)

第4節 農地の保全 (第19条 - ~~第20条の2~~ / ~~第20条~~)

第5節 (略)

第5章 (略)

第6章 市民等との協働による緑のまちづくり

第1節 (略)

第2節 緑地保全・緑化推進法人 (第38条)
緑地管理機構

第3節 (略)

第7章 }
{ (略)
第9章 }

附則

第4章 緑の保全に関する施策

第2節 市民緑地の設置

(行為の禁止)

第11条 市民緑地（市が設置するものに限る。以下同じ。）において、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) } (略)

(2) }

(3) 土石、竹木等の物件を~~堆積~~^{たい積}すること。

(4) }

(5) } (略)

(8) }

（準用）

第14条の2 第11条から前条までの規定は、法第67条の規定により市が管理する認定市民緑地について準用する。

（認定市民緑地に関する支援）

第14条の3 市長は、規則で定めるところにより、法第62条第1項に規定する認定事業者に対し、必要な支援を行うことができる。

（生産緑地地区に係る農地等の区域の規模に関する条件）

第20条の2 生産緑地法（昭和49年法律第68号）第3条第2項に規定する区域の規模に関する条件は、300平方メートル以上の規模の区域であることとする。

（緑化率の規制の対象となる敷地面積の規模）

第23条 都市緑地法施行令（昭和49年政令第3号）第9条ただし書に規定する緑化率（法第34条第2項に規定する緑化率をいう。以下同じ。）の規制の対象となる敷地面積の規模は、次に掲げるとおりとする。

(1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第53条第1項の規定による建築物の~~建蔽率~~^{建ぺい率}（同項に規定する~~建蔽率~~^{建ぺい率}をいう。以下同じ。）の最高限度（

高層住居誘導地区（都市計画法第8条第1項第2号の4に掲げる高層住居誘導地区をいい、建築物の建ぺい率の最高限度が定められているものに限

る。)、高度利用地区(同項第3号に掲げる高度利用地区をいう。)
又は都市再生特別地区(同項第4号の2に掲げる都市再生特別地区をいう。)

の区域内にあっては、これらの都市計画において定められた建築物の建ぺい率の最高限度。以下「 $\frac{\text{建蔽率}}{\text{建ぺい率}}$ の最高限度」という。)が10分の6以下

の区域内にあっては、300平方メートル。ただし、建築基準法第53条第3項又は第4項の規定により $\frac{\text{建蔽率}}{\text{建ぺい率}}$ の最高限度が10分の6を超える建築物

の敷地の区域にあっては、500平方メートル

(2) $\frac{\text{建蔽率}}{\text{建ぺい率}}$ の最高限度が10分の6を超える区域内にあっては、500平方メートル

2 (略)

(市の施設の緑化)

第24条 (略)

2 法第35条の規定による規制の対象となる建築物のうち、市が設置する建築物の緑化率の最低限度は、都市計画において定められた建築物の緑化率の最低限度(法第35条 $\frac{\text{第4項}}{\text{第2項}}$ 、第6項、第7項又は第9項の規定が適用される場合

にあっては、 $\frac{\text{同項}}{\text{これら}}$ の規定により定められた建築物の緑化率の最低限度)

の数値に規則で定める数値を加えたものとする。

(条例による緑化率の規制)

第26条 次の各号に掲げる建築物(敷地面積が500平方メートル未満のものを

除く。)の新築又は増築をしようとする者は、当該建築物の緑化率を10分の

1以上としなければならない。当該新築又は増築をした建築物の維持保全を

する者についても、同様とする。

(1) 建ぺい率の最高限度が10分の8を超える建築物

(2) 建築基準法第53条第5項第1号に該当する建築物

$\frac{1}{2}$ (略)

$\frac{2}{3}$ 前項~~前2項~~の規定は、次の各号のいずれかに該当すると市長が認めた建築物については、適用しない。

- (1) } (略)
- (2) }

$\frac{3}{4}$ 市長は、第1項~~又は第2項~~に規定する建築物が、~~同項~~^{これら}の規定に適合していると認めたときは、規則で定めるところにより、その旨を認証するものとする。

$\frac{4}{5}$ 第1項~~又は第2項~~の規定が適用される場合においては、法第40条並びにこの条例第23条第2項、第24条第2項及び前3条の規定を準用する。

第6章 市民等との協働による緑のまちづくり

第2節 緑地保全・緑化推進法人 緑地管理機構

第38条 ~~法第69条~~^{第68条}第1項の規定により指定された~~緑地保全・緑化推進法人~~^{緑地管理機構}は、~~法第71条~~^{第70条}に規定する業務のほか、~~法第70条~~^{第69条}第2号から第5号までに規定する緑地の保全及び緑化の推進に関する業務についても、市との密接な連携に努めなければならない。

第39条 市は、緑あふれるまちづくりの推進を図るため、~~公益財団法人~~^{財団法人}名古屋市みどりの協会に設置する緑化基金の積立てについて市民等の協力が得られるよう啓発を行うものとする。

(組織)

第41条 (略)

2 委員は、20人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) } (略)
- (2) }
- (3) }

(4) ~~前3号に掲げる~~^{前各号の}者のほか、市長が必要と認める者

3 (略)

第47条 次の各号のいずれかに該当する者は、2万円以下の過料に処する。

- (1) 第11条各号~~(第14条の2において準用する場合を含む。)~~に掲げる行為
をした者
- (2) 第14条~~(第14条の2において準用する場合を含む。)~~の規定による命令
に違反した者

(参考 2)

参 照 条 文

- 1 都市緑地法（昭和48年法律第72号）抜すい 新旧対照 改正後
改正前

（緑化地域に関する都市計画）

第34条 （略）

2 （略）

- 3 前項の都市計画において定める建築物の緑化率の最低限度は、 $\frac{10}{100}$ の $\frac{2.5}{100}$ に
を
掲げる数値のいずれをも超えてはならない。

(1) $\frac{10}{100}$ の $\frac{2.5}{100}$

(2) 1から建築基準法（昭和25年法律第201号）第53条第1項の規定による
建築物の建ぺい率（同項に規定する建ぺい率をいう。以下同じ。）の最高
限度（高層住居誘導地区（都市計画法第8条第1項第2号の4に掲げる高
層住居誘導地区をいい、建築物の建ぺい率の最高限度が定められているも
のに限る。次条において同じ。）、高度利用地区（同項第3号に掲げる高
度利用地区をいう。以下同じ。）又は都市再生特別地区（同項第4号の2
に掲げる都市再生特別地区をいう。以下同じ。）の区域内にあつては、こ
れらの都市計画において定められた建築物の建ぺい率の最高限度）を減じ
た数値から $\frac{1}{100}$ を減じた数値

（緑化率）

第35条 （略）

- 2 前項の規定にかかわらず、緑化地域内の高度利用地区（壁面の位置の制限
が定められているものに限る。）、特定街区（都市計画法第8条第1項第4

号に掲げる特定街区をいう。以下同じ。)、都市再生特別地区又は壁面の位置の制限が定められている同条第1項第6号に掲げる景観地区(以下この項において「高度利用地区等」という。)の区域内において前項前段に規定する建築物の新築又は増築をしようとする者は、当該建築物の緑化率を、緑化地域に関する都市計画において定められた建築物の緑化率の最低限度以上とし、かつ、次の各号に掲げる数値のいずれをも超えない範囲内で市町村長が定める建築物の緑化率の最低限度以上としなければならない。前項後段の規定は、この場合について準用する。

(1) 10分の2.5

(2) 1から高度利用地区等に関する都市計画において定められた壁面の位置の制限に適合して建築物を建築することができる土地の面積の敷地面積に対する割合の最高限度を減じた数値から10分の1を減じた数値

$\frac{2}{3}$
 $\frac{3}{4}$
 $\frac{1}{5}$
 $\frac{1}{6}$
 $\frac{4}{7}$

(略)

8 前各項の規定は、建築基準法第53条第5項各号に掲げる建築物(高層住居誘導地区等の区域内の建築物を除く。)、高度利用地区内の同法第59条第1項各号に掲げる建築物及び都市再生特別地区内の同法第60条の2第1項各号に掲げる建築物については、適用しない。

9 (略)

(市民緑地設置管理計画の認定基準等)
緑化施設整備計画の認定基準

第61条 市町村長は、前条第1項の規定による認定の申請があつた場合において、当該申請に係る市民緑地設置管理計画が次に掲げる基準（当該市民緑地緑化施設整備計画設置管理計画が町村の区域内における市民緑地の設置及び管理に係るものである場合にあつては、第8号に掲げる基準を除く。）に適合すると認めるときは、その認定 緑化施設整備計画の認定をすることができる。

(1)

(2)

(3)

(4)

(5)

(6)

(7)

(8)

(9)

(略)

2

3

4

5

(略)

(市民緑地設置管理計画の変更)
(緑化施設整備計画の変更)

第62条 前条第1項 緑化施設整備計画の認定を受けた者（以下「認定事業者」という。）

は、当該認定を受けた 市民緑地設置管理計画 緑化施設整備計画（以下「認定計画」という。）の

変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは 国

土交通省令で定めるところにより、市町村長の認定を受けなければならない。

2 (略)

(認定市民緑地の管理
(住民等の利用に供する認定緑化施設の管理)

第67条 地方公共団体又は第69条第1項の規定により指定された緑地保全・緑
第66条 第68条 地管理機構

化推進法人 (第70条第1号ロに掲げる業務を行うものに限る。)は、認定事
第69条

業者との契約に基づき、認定計画に従つて設置された市民緑地 (次条におい
て「認定市民緑地」という。) 整備された緑化施設 (以下「認定

緑化施設という。)のうち住民等の利用に供するものを管理することがで
きる。

(指定)

第69条 市町村長は、特定非営利活動促進法 (平成10年法律第7号) 第2
第68条 都道府県知事は、都市における緑地の保全及び緑化の推進を図ること
条第2項に規定する特定非営利活動法人、一般社団法人若しくは一般財団法人
を目的とする

人その他の営利を目的としない法人又は都市における緑地の保全及び緑化の
又は特定非営利活動促進法 (平成10年法律第7号) 第2条第2項の特定非
推進を図ることを目的とする会社であつて、次条各号に掲げる業務を適正か
営利活動法人

つ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、緑地保全
・緑化推進法人 (以下「推進法人」という。)として指定することができる。

機構 機構

2 }
3 } (略)
4 }

2 生産緑地法 (昭和49年法律第68号) 抜すい 新旧対照 (改正後)
(改正前)

(生産緑地地区に関する都市計画)

第3条 (略)

2 市町村は、公園、緑地その他の公共空地の整備の状況及び土地利用の状況

を勘案して必要があると認めるときは、前項第2号の規定にかかわらず、政

令で定める基準に従い、条例で、区域の規模に関する条件を別に定めること
ができる。

$\frac{3}{2}$ }
 $\frac{4}{4}$ } (略)
 $\frac{5}{3}$ }
 $\frac{6}{6}$ }

3 生産緑地法施行令（昭和49年政令第285号）抜すい 新旧対照 ^{（改正後）}_{（改正前）}

（条例で農地等の区域の規模に関する条件を定める場合の基準）

第3条 法第3条第2項の政令で定める基準は、300平方メートル以上500平方メートル未満の一定の規模以上の区域であることとする。

平成29年第98号議案

名古屋市都市公園条例の一部改正について

名古屋市都市公園条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

平成29年9月11日提出

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市都市公園条例の一部を改正する条例

名古屋市都市公園条例（昭和34年名古屋市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第3条の2の見出し中「あたり」を「当たり」に改め、同条中「10平方メートル」の次に「（本市の区域内に都市緑地法（昭和48年法律第72号）第55条第1項若しくは第2項の規定による市民緑地契約又は同法第63条に規定する認定計画に係る市民緑地（以下この条において単に「市民緑地」という。）が存するときは、10平方メートルから当該市民緑地の住民1人当たりの敷地面積を控除して得た面積）」を加える。

第3条の5中「第4条第1項ただし書」の次に「（法第5条の9第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加え、同条第1号中「昭和31年政令第290号」の次に「。以下「政令」という。」を加え、同条に次の1号を加える。

(5) 法第5条の7第1項に規定する認定公募設置等計画に基づき法第5条の

2 第 1 項に規定する公募対象公園施設である建築物（前各号に規定する建築物を除く。）を設ける場合 敷地面積の 100 分の 10

第 2 章中第 3 条の 5 の次に次の 1 条を加える。

（運動施設の敷地面積の基準）

第 3 条の 6 政令第 8 条第 1 項の規定による条例で定める割合は、100 分の 50 とする。

第 12 条第 1 項中「第 6 条第 1 項」の次に「若しくは第 3 項」を加え、「同条第 3 項」を「第 3 項」に改め、同条第 4 項中「前各項」を「前 3 項」に、「外」を「ほか」に改める。

第 14 条の 2 第 1 項中「次の各号」を「次」に改め、同項第 4 号中「前各号」を「前 3 号」に改める。

第 18 条の 3 第 1 項ただし書中「及び久屋大通公園の公園施設（市長の定めるものに限る。）」を削り、「これらの」を「当該」に改め、同条第 3 項第 4 号中「当該施設の区分に応じ、それぞれ当該」を「同表」に改め、同号の表久屋大通公園の公園施設（市長の定めるものに限る。）の項を削る。

第 21 条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第 1 号中「同条第 1 項各号」を「第 4 条第 1 項各号」に改める。

第 24 条中「第 5 条の 3」を「第 5 条の 11」に、「行なう」を「行う」に改める。

別表第 1 1 有料公園施設の表中

「

白 川 公 園	駐 車 場
久 屋 大 通 公 園	駐 車 場

を

「

白 川 公 園	駐 車 場
---------	-------

に改める。

別表第 2 中

「

(4) 郵便差出箱及び信書便差出	1 基 1 年につき	1, 100 円
------------------	------------	----------

箱

(5) 水管、下水道管、ガス管その他これらに類する施設

1メートル1年につき

外径が0.07メートル未満のもの

55円

外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの

79円

外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの

120円

外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの

160円

外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの

240円

外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの

320円

外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの

550円

外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの

790円

外径が1メートル以上のもの

1,600円

(6) 地下駐車場その他これに類する地下占用施設

1平方メートル1年につき

2,600円

ただし、地下の占用施設の一部が地上に露出する場合においては、当該露出部分の面積に1.3を乗じて得た面積を、当該地下の占用施設の占用面積に加えて計算するものとする。

(7) 市長が指定する有料公園施設において競技会その他これ

表示面積1平方メートル1日につき
2,000円

に類する行事を行う場合に設ける広告物	
(8) 太陽電池発電施設	1平方メートル1年につき 2,600円
(9) 工事用材料置場その他これに類する施設	1平方メートル1月につき 720円
(10) その他	1平方メートル1日につき 150円

を
「

(4) 水道管、下水道管、ガス管 その他これらに類する施設	1メートル1年につき 外径が0.07メートル未満のもの 55円
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの 79円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの 120円
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの 160円
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの 240円
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの 320円
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの 550円
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの 790円
	外径が1メートル以上のもの 1,600円
	(5) 地下駐車場その他これに類

する地下占用施設	2,600円
	ただし、地下の占用施設の一部が地上に露出する場合には、当該露出部分の面積に1.3を乗じて得た面積を、当該地下の占用施設の占用面積に加えて計算するものとする。
(6) 郵便差出箱及び信書便差出箱	1基1年につき 1,100円
(7) 市長が指定する有料公園施設において競技会その他これに類する行事を行う場合に設ける広告物	表示面積1平方メートル1日につき 2,000円
(8) 自転車駐車場	1平方メートル1年につき 占用する土地の適正な評価額に0.018を乗じて得た額
(9) 地域における催しに関する情報を提供するための看板又は広告塔	表示面積1平方メートル1年につき 7,200円
(10) 太陽電池発電施設	1平方メートル1年につき 2,600円
(11) 工事用材料置場その他これに類する施設	1平方メートル1月につき 720円
(12) 保育所その他の社会福祉施設（政令第12条第3項第1号から第5号までに掲げるものに限る。）	1年につき 広場内に設ける場合 名古屋市財産条例（平成15年名古屋市条例第56号）第7条第1項第1号に規定する額の最低額に12を乗じて得た額 公園施設である建築物内に設け

(13) その他	る場合 名古屋市財産条例第7条 第1項第3号に規定する額の最低 額に12を乗じて得た額 1平方メートル1日につき 150円
----------	--

に改める。

別表第3中

「 中村公園の公園施設（市長の定めるものに限る。） 久屋大通公園久屋大通庭園 久屋大通公園の公園施設（市長の定めるものに限る。） 」
--

を

「 中村公園の公園施設（市長の定めるものに限る。） 」

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第1の改正規定は平成31年4月1日から、第18条の3及び別表第3の改正規定は規則で定める日から施行する。

(理 由)

この案を提出したのは、都市公園法等の一部改正に伴い、規定を整備する等の必要があるによる。

(参考 1)

新 旧 対 照 (改正案)
(改正案前)

名古屋市都市公園条例 (抜すい)

(住民 1 人 あたり あたり の都市公園の敷地面積の標準)

第 3 条の 2 本市の区域内の都市公園の住民 1 人当たりの敷地面積の標準は、
10 平方メートル (本市の区域内に都市緑地法 (昭和 48 年法律第 72 号) 第 55 条
第 1 項若しくは第 2 項の規定による市民緑地契約又は同法第 63 条に規定する
認定計画に係る市民緑地 (以下この条において単に「市民緑地」という。)
が存するとき、10 平方メートルから当該市民緑地の住民 1 人当たりの敷地
面積を控除して得た面積) 以上とする。

(公園施設の建築面積の基準の特例)

第 3 条の 5 法第 4 条第 1 項ただし書 (法第 5 条の 9 第 1 項の規定により読み
替えて適用する場合を含む。) の規定による条例で定める範囲は、次に掲げ
る範囲とする。

- (1) 都市公園法施行令 (昭和 31 年政令第 290 号。以下「政令」という。) 第
5 条第 2 項に規定する休養施設、同条第 4 項に規定する運動施設、同条第
5 項に規定する教養施設又は同条第 8 項に規定する備蓄倉庫その他都市公
園法施行規則 (昭和 31 年建設省令第 30 号。以下「省令」という。) で定め
る災害応急対策に必要な施設である建築物 (次号に掲げる建築物を除く。)
を設ける場合 敷地面積の 100 分の 10

- (2) }
(3) } (略)
(4) }

(5) 法第5条の7第1項に規定する認定公募設置等計画に基づき法第5条の2第1項に規定する公募対象公園施設である建築物（前各号に規定する建築物を除く。）を設ける場合 敷地面積の100分の10
（運動施設の敷地面積の基準）

第3条の6 政令第8条第1項の規定による条例で定める割合は、100分の50とする。

（使用料）

第12条 法第5条第1項、法第6条第1項 若しくは第3項、第4条第1項若しくは 同条 第3項の許可を受けた者又は有料公園若しくは有料公園施設（鶴舞公園多目的グラウンド及び東山公園テニスコートを除く。）を利用しようとする者は、別表第2に掲げる額又は同表に掲げる額の範囲内において市長が定める額の使用料を納入しなければならない。

2 }
3 } (略)

4 前3項のほか、使用料の徴収について必要な事項は、市長が定める。

（保管した工作物等に係る措置）

第14条の2 法第27条第5項の規定による公示は、次 次の各号に掲げる事項を規則で定める場所に、工作物等の保管を始めた日から起算して14日間掲示するものとする。

(1) }
(2) } (略)
(3) }

(4) 前3号のほか、当該工作物等を返還するために必要と認められる事項

2 }
3 } (略)

（指定管理者の指定の手続）

第18条の3 市長は、別表第3施設の指定管理者の指定をしようとするときは、規則で定めるところにより、選定に参加する者に必要な資格、管理の基準その他の選定について必要な事項を明示し、公募するものとする。ただし、鶴舞公園多目的グラウンド及び久屋大通公園の公園施設（市長の定めるものに限る。）にあっては、~~当該~~これらの施設の設置の状況等に鑑み、第3項各号に掲げる選定基準を満たす者のうちから指定しようとするものを選定するものとする。

2 (略)

3 市長は、次に定める基準に従い、指定管理者を選定するものとする。

(1) }
 5 } (略)
 (3) }

(4) 次の表の左欄に掲げる施設の指定管理者の指定を受けようとする者にあつては、~~同表~~当該施設の区分に応じ、それぞれ当該~~右欄~~に掲げる施設を一体的に管理することができること。

(略)	
久屋大通公園の公園施設 （市長の定めるものに限る。）	ア 名古屋市バスターミナル条例（平成14年名古屋市条例第15号）第2条に基づき設置する名古屋市栄バスターミナル イ 久屋大通公園の公園施設以外の施設 （市長の定めるものに限る。）

4 (略)

(過料)

第21条 次の各号の~~二に~~いずれかに該当する者に対しては、1万円以下の過料を科する。

(1) 第4条第1項又は第3項（第18条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定に違反して~~第4条~~^{同条}第1項各号に掲げる行為をした者

(2) } (略)
(3) }

第24条 法~~第5条の11~~^{第5条の3}の規定により市長に代わってその権限を~~行う~~^{行なう}者は、この章の規定の適用については、市長とみなす。

(参考 2)

参 照 条 文

1 都市公園法（昭和31年法律第79号）抜すい 新旧対照 （改正後） （改正前）

（公園施設の設置基準）

第4条 一の都市公園に公園施設として設けられる建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。）の建築面積（国立公園又は国定公園の施設たる建築物の建築面積を除く。以下同じ。）の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合は、100分の2を参酌して当該都市公園を設置する地方公共団体の条例で定める割合（国の設置に係る都市公園にあつては、100分の2）を超えてはならない。ただし、動物園を設ける場合その他政令で定める特別の場合においては、政令で定める範囲を参酌して当該都市公園を設置する地方公共団体の条例で定める範囲（国の設置に係る都市公園にあつては、政令で定める範囲）内でこれを超えることができる。

2 （略）

（公募対象公園施設の公募設置等指針）

第5条の2 公園管理者は、飲食店、売店その他の国土交通省令で定める公園施設であつて、前条第1項の許可の申請を行うことができる者を公募により決定することが、公園施設の設置又は管理を行う者の公平な選定を図るとともに、都市公園の利用者の利便の向上を図る上で特に有効であると認められるもの（以下「公募対象公園施設」という。）について、公園施設の設置又は管理及び公募の実施に関する指針（以下「公募設置等指針」という。）を定めることができる。

2 公募設置等指針には、次に掲げる事項を定めなければならない。

(1) }
5 } (略)
(5) }

(6) 利便増進施設（自転車駐車場、地域における催しに関する情報を提供するための看板その他の政令で定める物件又は施設であつて、公募対象公園施設の周辺に設置することが地域住民の利便の増進に寄与すると認められるものをいう。以下同じ。）の設置に関する事項

(7) }
5 } (略)
(10) }

3 }
5 } (略)
7 }

（認定公募設置等計画に係る公園施設の設置基準等の特例）

第5条の9 認定公募設置等計画に基づき公募対象公園施設を設ける場合における第4条第1項の規定の適用については、同項ただし書中「動物園を設ける場合」とあるのは、「動物園を設ける場合、第5条の7第1項に規定する認定公募設置等計画に基づき第5条の2第1項に規定する公募対象公園施設を設ける場合」とする。

2 (略)

第7条 (略)

2 公園管理者は、前条第1項又は第3項の許可の申請に係る施設が保育所その他の社会福祉施設で政令で定めるもの（通所のみにより利用されるものに

限る。)に該当し、都市公園の占有が公衆のその利用に著しい支障を及ぼさず、かつ、合理的な土地利用の促進を図るため特に必要であると認められるものであつて、政令で定める技術的基準に適合する場合については、前項の規定にかかわらず、同条第1項又は第3項の許可を与えることができる。

2 都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）抜すい 新旧対照 ^{改正後}_{改正前}

（住民1人当たりの都市公園の敷地面積の標準）

第1条の2 一の市町村（特別区を含む。以下同じ。）の区域内の都市公園の住民1人当たりの敷地面積の標準は、10平方メートル~~（当該市町村の区域内に都市緑地法（昭和48年法律第72号）第55条第1項若しくは第2項の規定による市民緑地契約又は同法第63条に規定する認定計画に係る市民緑地（以下この条において単に「市民緑地」という。）が存するときは、10平方メートルから当該市民緑地の住民1人当たりの敷地面積を控除して得た面積）~~以上とし、当該市町村の市街地の都市公園の当該市街地の住民1人当たりの敷地面積の標準は、5平方メートル~~（当該市街地に市民緑地が存するときは、5平方メートルから当該市民緑地の当該市街地の住民1人当たりの敷地面積を控除して得た面積）~~以上とする。

（公園施設の建築面積の基準の特例が認められる特別の場合等）

第6条 （略）

2 }
5 } (略)
5 }

6 地方公共団体の設置に係る都市公園についての認定公募設置等計画に基づき公募対象公園施設である建築物（第1項各号に規定する建築物を除く。）

を設ける場合に関する法第5条の9第1項の規定により読み替えて適用する法第4条第1項ただし書の政令で定める範囲は、当該公募対象公園施設である建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の10を限度として同項本文の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

$\frac{7}{6}$ (略)

(公園施設に関する制限等)

第8条 一の都市公園に設ける運動施設の敷地面積の~~敷地面積~~^{総計の}は、当該都市公園の敷地面積~~の100分の50をこえて~~に対する割合は、100分の50を参酌して当該都市公園を設置する地方公共団体の条例で定める割合(国の設置に係る都市公園にあつては、100分の50)を超えてはならない。

2 }
5 } (略)
6 }

(占用物件)

第12条 法第5条の2第2項第6号の政令で定める物件又は施設は、次に掲げるものとする。

(1) 自転車駐車場

(2) 地域における催しに関する情報を提供するための看板及び広告塔

$\frac{2}{1}$ (略)

3 法第7条第2項の政令で定める社会福祉施設は、次に掲げるものとする。

(1) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援事業(同条第5項に規定する保育所等訪問支援のみを行う事業を除く。)、同法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業、同条第7項に規定する一時預かり事業又は同条第10項に規定する小規

模保育事業の用に供する施設及び同法第39条第1項に規定する保育所

(2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条の2第1項に規定する身体障害者生活訓練等事業の用に供する施設及び同法第31条に規定する身体障害者福祉センター

(3) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンター及び同法第20条の7に規定する老人福祉センター

(4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービス事業（同条第7項に規定する生活介護、同条第12項に規定する自立訓練、同条第13項に規定する就労移行支援又は同条第14項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。）の用に供する施設及び同条第25項に規定する地域活動支援センター

(5) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園

(6) （略）

平成29年第99号議案

名古屋市コミュニティセンター条例の一部改正について

名古屋市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

平成29年9月11日提出

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例

名古屋市コミュニティセンター条例（昭和57年名古屋市条例第68号）の一部を次のように改正する。

別表中

名古屋市牧野コミュニティセンター	名古屋市中村区太閤三丁目7番57号	を
名古屋市牧野コミュニティセンター	名古屋市中村区太閤三丁目7番57号	
名古屋市柳コミュニティセンター	名古屋市中村区烏森町3丁目23番地の3	に

改める。

附 則

この条例の施行期日は、規則で定める。

(理 由)

この案を提出したのは、中村区にコミュニティセンターを設置する必要があるによる。

平成29年第 100 号議案

名古屋市公設市場条例の一部改正について

名古屋市公設市場条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

平成29年 9 月11日提出

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市公設市場条例の一部を改正する条例

名古屋市公設市場条例（昭和39年名古屋市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の表中

「				
	名古屋市徳川公設市場	名古屋市東区徳川町 522 番地		を
	名古屋市梅森公設市場	名古屋市名東区梅森坂四丁目 101 番地		
				」
「				
	名古屋市徳川公設市場	名古屋市東区徳川町 522 番地		に
				」

改める。

附 則

この条例は、平成29年11月1日から施行する。

(理 由)

この案を提出したのは、名古屋市梅森公設市場を廃止する必要があるによる。

平成29年第 101 号議案

名古屋市久屋大通公園条例の制定について

名古屋市久屋大通公園条例を次のとおり定めるものとする。

平成29年 9 月11日提出

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市久屋大通公園条例

(目的)

第1条 この条例は、久屋大通のにぎわいを創出し魅力を向上させるため、久屋大通公園の設置及び管理等に関し、名古屋市都市公園条例（昭和34年名古屋市条例第15号。以下「都市公園条例」という。）の特例を定めることを目的とする。

(公園施設の建築面積の基準の特例)

第2条 久屋大通公園に対する都市公園条例第3条の5の規定の適用については、同条第1号及び第5号中「100分の10」とあるのは、「100分の14」とする。

(利用料金)

第3条 北部園地・中央園地において、都市公園条例第4条第1項又は第3項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、都市公園条例第12条第1項の規定にかかわらず、第5条の規定により当該施設の管理を行わせる指定

管理者に当該許可を受けた行為に係る料金（以下「利用料金」という。）を納付しなければならない。

2 利用料金の額は、別表第1に定める基準額に0.7を乗じて得た額から当該基準額に1.3を乗じて得た額までの範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定める額とする。

3 利用料金は、指定管理者の収入とする。

4 既納の利用料金は、還付しない。ただし、利用者が自己の責に帰することができない事由によってその行為ができなくなった場合その他指定管理者が正当な理由があると認めた場合は、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

（利用料金の減免）

第4条 指定管理者は、市長の承認を得て定める基準により、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

（指定管理者）

第5条 別表第2に掲げる公園施設（都市公園法（昭和31年法律第79号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する公園施設をいう。以下同じ。）（以下「別表第2施設」という。）の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者に行わせる。

（指定管理者の指定の手続）

第6条 市長は、別表第2施設の指定管理者の指定をしようとするときは、規則で定めるところにより、選定に参加する者に必要な資格、管理の基準その他の選定について必要な事項を明示し、公募するものとする。ただし、北部園地・中央園地及び市長の定める公園施設にあっては、これらの施設の設置の状況等に鑑み、第3項各号に掲げる選定基準を満たす者のうちから指定しようとするものを選定するものとする。

2 別表第2施設の指定管理者の指定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、事業計画書その他必要な書類を市長に提出しなければならない。

3 市長は、次に定める基準に従い、指定管理者を選定するものとする。

(1) 市民の平等利用が確保されること。

(2) 事業計画書の内容が、別表第2施設の設置目的を最も効果的に達成する

とともに管理経費の縮減が図られるものであること。

- (3) 指定管理者の指定を受けようとする者が、事業計画書に沿った管理を安定して行う物的及び人的能力を有していること。
- (4) 次の表の左欄に掲げる施設の指定管理者の指定を受けようとする者にあつては、当該施設の区分に応じ、それぞれ当該右欄に掲げる施設を一体的に管理することができること。

北部園地・中央園地	市長の定める公募対象公園施設（法第5条の2第1項に規定する公募対象公園施設をいう。）
市長の定める公園施設	ア 名古屋市バスターミナル条例（平成14年名古屋市条例第15号）第2条に基づき設置する名古屋市栄バスターミナル イ 公園施設以外の施設（市長の定めるものに限る。）

- 4 市長は、指定管理者を指定したとき及びその指定を取り消したときは、その旨を告示するものとする。

（指定管理者が行う管理の基準）

第7条 指定管理者は、別表第2施設の供用月日及び供用時間の定めに従い、当該施設を適正に市民の利用に供しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、市長との協議により、供用月日以外の日及び供用時間以外の時間に供用することができる。

- 3 指定管理者の管理の業務を行うに当たっては、名古屋市個人情報保護条例（平成17年名古屋市条例第26号）の定めるところにより、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（指定管理者が行う業務の範囲）

第8条 指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 別表第2施設を一般の利用に供すること。
- (2) 都市公園条例第4条第1項又は第3項の許可に関すること（北部園地・中央園地の指定管理者に限る。）。

(3) 別表第2施設の維持管理及び修繕（原形を変えずる修繕及び模様替を除く。）に関する事。

(4) その他市長が定める業務
(委任)

第9条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3条から第8条まで、別表第1、別表第2及び附則第3項の規定は、規則で定める日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の規定に基づく利用料金の承認その他指定管理者が利用料金を定めるために必要な手続及び同条例第6条の規定による北部園地・中央園地の指定管理者の指定の手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(名古屋市バスターミナル条例の一部改正)

3 名古屋市バスターミナル条例（平成14年名古屋市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「かんがみ」を「鑑み」に改め、同項第4号の表中「名古屋市都市公園条例（昭和34年名古屋市条例第15号）に基づき設置する久屋大通公園の公園施設（市長の定めるものに限る。）」を「名古屋市久屋大通公園条例（平成29年名古屋市条例第 号）に基づき設置する市長の定める公園施設」に改める。

別表第1 利用料金

区分	利用料金の基準額	
1 業として写真撮影を行う場合	1人1日につき	1,300円
2 業として映画撮影を行う場合	1件1日につき	15,000円
3 興行を行う場合	1件1日につき	325,000円
4 競技会、展示会、博覧会その他 これに類する行事を行う場合		
(1) 営利を目的とする場合	1平方メートル1日につき	65円
(2) その他の場合	1平方メートル1日につき	8円

備考 利用料金の基準額が平方メートルを単位として定められている場合において、利用料金の算出の基礎となる面積が1平方メートルに満たないとき又は端数が生じたときは、1平方メートルとする。

別表第2 指定管理者に管理を行わせる公園施設

久屋大通庭園 北部園地・中央園地 市長の定める公園施設

(理由)

この案を提出したのは、久屋大通のにぎわいを創出し魅力を向上させるため、久屋大通公園の設置及び管理等に関し、名古屋市都市公園条例の特例を定める必要があるによる。

(参考 1)

新 旧 対 照 (改正案
現 行)

名古屋市バスターミナル条例 (抜すい)

(指定管理者の指定の手續)

第9条 市長は、バスターミナルの指定管理者の指定をしようとするときは、

規則で定めるところにより、当該施設の構造等に鑑み、次に掲げる選定
かんがみ

基準を満たす者のうちから指定しようとするものを選定するものとする。

- (1) }
() } (略)
(3) }

(4) 次の表の左欄に掲げる施設の指定管理者の指定を受けようとする者にあつては、同表右欄に掲げる施設を一体的に管理することができること。

名古屋市栄バスターミナル	ア 名古屋市久屋大通公園条例 (平成29年 名古屋市都市公園条例 (昭和34年名古屋 名古屋市条例第 号) に基づき設置する 屋市条例第15号) に基づき設置する久屋 市長の定める公園施設 大通公園の公園施設 (市長の定めるもの に限る。) イ (略)
--------------	---

- 2 }
3 } (略)

(参考 2)

参 照 条 文

1 都市公園法（昭和31年法律第79号）抜すい 新旧対照 ^{（改正後）}_{（改正前）}

（公園施設の設置基準）

第4条 一の都市公園に公園施設として設けられる建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。）の建築面積（国立公園又は国定公園の施設たる建築物の建築面積を除く。以下同じ。）の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合は、100分の2を参酌して当該都市公園を設置する地方公共団体の条例で定める割合（国の設置に係る都市公園にあつては、100分の2）を超えてはならない。ただし、動物園を設ける場合その他政令で定める特別の場合においては、政令で定める範囲を参酌して当該都市公園を設置する地方公共団体の条例で定める範囲（国の設置に係る都市公園にあつては、政令で定める範囲）内でこれを超えることができる。

2 （略）

（公募対象公園施設の公募設置等指針）

第5条の2 公園管理者は、飲食店、売店その他の国土交通省令で定める公園施設であつて、前条第1項の許可の申請を行うことができる者を公募により決定することが、公園施設の設置又は管理を行う者の公平な選定を図るとともに、都市公園の利用者の利便の向上を図る上で特に有効であると認められるもの（以下「公募対象公園施設」という。）について、公園施設の設置又は管理及び公募の実施に関する指針（以下「公募設置等指針」という。）を

定めることができる。

2 公募設置等指針には、次に掲げる事項を定めなければならない。

(1) }
5 } (略)
(4) }

(5) 特定公園施設（公募対象公園施設の設置又は管理を行うこととなる者と
の契約に基づき、公園管理者がその者に建設を行わせる園路、広場その他
の国土交通省令で定める公園施設であつて、当該公募対象公園施設の周辺
に設置することが都市公園の利用者の利便の一層の向上に寄与すると認め
られるものをいう。以下同じ。）の建設に関する事項（当該特定公園施設
の建設に要する費用の負担の方法を含む。）

(6) }
5 } (略)
(10) }

3 }
5 } (略)
7 }

（認定公募設置等計画に係る公園施設の設置基準等の特例）

第5条の9 認定公募設置等計画に基づき公募対象公園施設を設ける場合にお
ける第4条第1項の規定の適用については、同項ただし書中「動物園を設け
る場合」とあるのは、「動物園を設ける場合、第5条の7第1項に規定する

認定公募設置等計画に基づき第5条の2第1項に規定する公募対象公園施設

を設ける場合」とする。

2 (略)

2 都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）抜すい 新旧対照 ^{（改正後）}_{（改正前）}

（公園施設の建築面積の基準の特例が認められる特別の場合等）

第6条 法第4条第1項ただし書の政令で定める特別の場合、次に掲げる場合とする。

(1) 前条第2項に規定する休養施設、同条第4項に規定する運動施設、同条第5項に規定する教養施設、同条第8項に規定する備蓄倉庫その他同項の国土交通省令で定める災害応急対策に必要な施設又は自然公園法（昭和32年法律第161号）に規定する都道府県立自然公園の利用のための施設である建築物（次号に掲げる建築物を除く。）を設ける場合

(2) }
5 } (略)
(4) }

2 地方公共団体の設置に係る都市公園についての前項第1号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の政令で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の10を限度として同項本文の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

3 }
5 } (略)
5 }

6 地方公共団体の設置に係る都市公園についての認定公募設置等計画に基づ

き公募対象公園施設である建築物（第1項各号に規定する建築物を除く。）

を設ける場合に関する法第5条の9第1項の規定により読み替えて適用する

法第4条第1項ただし書の政令で定める範囲は、当該公募対象公園施設である建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の10を限度として同項本文の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

$\frac{7}{6}$ (略)

平成29年第102号議案

名古屋市久屋大通公園北部園地・中央園地整備事業者選定審議会
条例の制定について

名古屋市久屋大通公園北部園地・中央園地整備事業者選定審議会条例を次の
とおり定めるものとする。

平成29年9月11日提出

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市久屋大通公園北部園地・中央園地整備事業者選定審議会
条例

(設置)

第1条 本市に市長の附属機関として、名古屋市久屋大通公園北部園地・中央
園地整備事業者選定審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、都市公園法（昭和31年法律第79号）に
基づき行う本市が設置する名古屋市久屋大通公園北部園地・中央園地の整備
事業を実施する民間事業者の選定に関する事項について調査審議し、その結
果を市長に答申する。

2 審議会は、前項に掲げる事項について、必要があると認めるときは、市長
に意見を述べることができる。

(組織)

第3条 審議会は、委員8人以内をもって組織する。

2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員若干人を置くことができる。

(委員)

第4条 委員は、学識経験のある者又は関係行政機関の職員のうちから、市長が委嘱する。

2 委員の任期は、委嘱された日から第2条第1項の諮問に対する答申を市長が受けた日までとし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(臨時委員)

第5条 臨時委員は、学識経験のある者、関係行政機関の職員又は市長が特に必要と認める者のうちから、調査審議事項を明示して市長が委嘱する。

2 臨時委員は、当該事項に関する調査審議が終了したときに解嘱されるものとする。

(会長)

第6条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、委員のうちから会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会の会議は、会長がこれを招集する。

2 審議会は、委員（その調査審議事項に係る臨時委員を含む。以下同じ。）の半数以上の者の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、住宅都市局において行う。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、第2条第1項の諮問に対する答申を市長が受けた日限り、その効力を失う。

(名古屋市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 名古屋市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成15年名古屋市条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

「

68	市街地再開発審査会		
	会長	日額 13,500円	8級
	委員	日額 12,600円	8級

」

を

「

68	市街地再開発審査会		
	会長	日額 13,500円	8級
	委員	日額 12,600円	8級
68の2	久屋大通公園北部園地 ・中央園地整備事業者 選定審議会		
	会長	日額 13,500円	8級
	委員及び臨時委員	日額 12,600円	8級

」

に改める。

(理由)

この案を提出したのは、名古屋市久屋大通公園北部園地・中央園地の整備事業を実施する民間事業者の選定に関し、必要な事項を調査審議させるため、名

古屋市久屋大通公園北部園地・中央園地整備事業者選定審議会を設置する必要があるによる。

平成29年第 103 号議案

名古屋市屋外広告物条例の一部改正について

名古屋市屋外広告物条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

平成29年 9 月11日提出

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市屋外広告物条例の一部を改正する条例

名古屋市屋外広告物条例（昭和36年名古屋市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 3 項中「次の各号」を「次」に、「たれ幕」を「広告幕」に改める。

第 7 条第 5 項中「及び第 5 号」を「第 5 号、第 7 号及び第 9 号」に改め、同条に次の 1 項を加える。

6 都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第 118 条第 1 項の規定により指定された都市再生推進法人その他規則で定めるものが表示し、又は設置する広告物又は掲出物件であつて、公共空間等におけるにぎわいの創出又は公衆の利便の向上に寄与すると認められるものについては、第 3 条、第 3 条の 2、第 6 条及び第 8 条の 2 の規定は適用しない。ただし、特に規則でその基準を定めた場合は、これに適合しないものはこの限りでない。

第12条第 1 項ただし書中「たれ幕」を「広告幕」に改める。

第13条中「又は」を「若しくは」に改め、「管理する者」の次に「又はこれ

らの所有者若しくは占有者（以下「広告物の所有者等」という。）」を加える。

第13条の2を第13条の3とし、第13条の次に次の1条を加える。

（点検義務）

第13条の2 広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者若しくはこれらを管理する者又は広告物の所有者等は、規則で定めるところにより、これらの本体、接合部、支持部分等の損傷、腐食その他の劣化の状況の点検をしなければならない。

2 前項に規定する者は、規則で定めるところにより、法第10条第2項第3号イの登録試験機関が広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者（第25条第1項第1号において「屋外広告士」という。）その他これと同等以上の知識を有するものとして規則で定める者に、前項の広告物又は掲出物件のうち規則で定めるものの本体、接合部、支持部分等の損傷、腐食その他の劣化の状況の点検をさせなければならない。

第15条の3第2項中「所有者等」を「所有者、占有者その他当該広告物又は掲出物件について権原を有する者（第15条の6において「所有者等」という。）」に改める。

第25条第1項第1号を次のように改める。

(1) 屋外広告士

別表広告幕（網）の項中「（網）」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第13条の2第2項及び第25条第1項第1号の改正規定は、平成30年4月1日から施行する。

（理 由）

この案を提出したのは、屋外広告物等の点検に関して必要な事項を定める等の必要があるによる。

(参 考)

新 旧 対 照 (改正案)
現 行

名古屋市屋外広告物条例 (抜すい)

(禁止)

第6条 (略)

2 (略)

3 次に掲げる道路、地域若しくは場所又は物件には、立看板、広告旗
次の各号
若しくは広告幕又ははり紙、はり札その他これらに類するものを表示し、又
たれ幕
はこれらを掲出する物件を設置してはならない。

(1) } (略)
(2) }

4 } (略)
5 }

(適用除外)

第7条 (略)

2 } (略)
3 }
4 }

5 道標、案内図板その他の公衆の利便に供することを目的とする広告物又は
掲出物件については、第6条第1項(第1号、第5号、第7号及び第9号
及び第5号に
係る部分に限る。)の規定は適用しない。ただし、特に規則でその基準を定
めた場合は、これに適合しないものはこの限りでない。

6 都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第118条第1項の規定により
指定された都市再生推進法人その他規則で定めるものが表示し、又は設置す

る広告物又は掲出物件であつて、公共空間等におけるにぎわいの創出又は公衆の利便の向上に寄与すると認められるものについては、第3条、第3条の2、第6条及び第8条の2の規定は適用しない。ただし、特に規則でその基準を定めた場合は、これに適合しないものはこの限りでない。

(手数料)

第12条 第4条又は第5条の規定により許可を受けようとする者は、申請の際手数料を納付しなければならない。ただし、公益上必要と認めるものについては手数料を減免することができるものとし、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条の届出を経た政党、協会その他の団体が表示するはり紙、はり札その他これらに類するもの、立看板、広告旗又は広告幕たれ幕については手数料を免除する。

2 } (略)
3 }

(管理義務)

第13条 広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者若しくはこれらを管理する者又はこれらの所有者若しくは占有者（以下「広告物の所有者等」という。）は、これらに関し補修その他必要な管理を怠らないようにし、良好な状態に保持しなければならない。

(点検義務)

第13条の2 広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者若しくはこれらを管理する者又は広告物の所有者等は、規則で定めるところにより、これらの本体、接合部、支持部分等の損傷、腐食その他の劣化の状況の点検をしなければならない。

2 前項に規定する者は、規則で定めるところにより、法第10条第2項第3号

イの登録試験機関が広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者（第25条第1項第1号において「屋外広告士」という。）その他これと同等以上の知識を有するものとして規則で定める者に、前項の広告物又は掲出物件のうち規則で定めるものの本体、接合部、支持部分等の損傷、腐食その他の劣化の状況の点検をさせなければならない。

(除却義務)

第13条の3 (略)
第13条の2
第15条の3 (略)

2 法第8条第3項第2号に規定する広告物又は掲出物件については、前項の公示の期間が満了しても、なお当該広告物又は掲出物件の所有者、占有者その他当該広告物又は掲出物件について権原を有する者（第15条の6において「所有者等」という。）の氏名及び住所を知ることができないときは、その公示の要旨を名古屋市公報に掲載しなければならない。

3 (略)

(業務主任者の設置)

第25条 屋外広告業者は、第17条第1項第2号の営業所ごとに、次に掲げる者のうちから業務主任者を選任し、次項に定める業務を行わせなければならない。

(1) 屋外広告士
法第10条第2項第3号イの登録試験機関が広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者

(2) } (略)
(5) }

2 (略)

別表

区	分	単位（1件）	手数料の額
(略)			
広告幕		1個	500円以内
(略)			

備考 (略)

平成29年第 105 号議案

財産の取得について

災害救助用備蓄物資として、下記のとおり、毛布を買い入れるものとする。

平成29年 9 月11日提出

名古屋市長 河 村 たかし

記

- 1 財産の表示 毛布 81,250枚
- 2 買入金額 84,678,750円
- 3 買入れの相手方 名古屋市南区弥次エ町4丁目6番地
ミドリ安全株式会社名古屋中央支店
支店長 北原啓二郎

(理 由)

この案を提出したのは、災害救助用備蓄物資として毛布を取得する必要があるによる。

指定管理者の指定について

下記要項により、指定管理者を指定するものとする。

平成29年 9月11日提出

名古屋市長 河 村 たかし

記

1 指定に係る施設の名称及び指定の相手方

施設の名称	指定の相手方
名古屋市休養温泉ホーム松ヶ島	名古屋市中村区名駅四丁目 4番10号 株式会社トヨタエンタプライズ 代表取締役社長 高 瀬 由紀夫

2 指定の期間 平成30年 4月 1日から平成34年 3月31日まで

(理 由)

この案を提出したのは、指定管理者を指定する場合において、あらかじめ議会の議決を経る必要があるによる。

平成29年第 107 号議案

指定管理者の指定について

下記要項により、指定管理者を指定するものとする。

平成29年 9月11日提出

名古屋市長 河 村 たかし

記

1 指定に係る施設の名称及び指定の相手方

施設の名称	指定の相手方
名古屋市鯉城学園	名古屋市北区清水四丁目17番 1号 社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会 会長 河内 尚明

2 指定の期間 平成30年 4月 1日から平成35年 3月31日まで

(理 由)

この案を提出したのは、指定管理者を指定する場合において、あらかじめ議会の議決を経る必要があるによる。

指定管理者の指定について

下記要項により、指定管理者を指定するものとする。

平成29年 9 月11日提出

名古屋市長 河 村 たかし

記

1 指定に係る施設の名称及び指定の相手方

施設の名称	指定の相手方
名古屋市苗代コミュニティセンター	名古屋市守山区小幡常燈4番18号 苗代学区連絡協議会 会長 茂木武彦

2 指定の期間 施設の供用開始日から平成40年3月31日まで

(理由)

この案を提出したのは、指定管理者を指定する場合において、あらかじめ議会の議決を経る必要があるによる。

平成29年第 109 号議案

市道路線の認定及び廃止について

次のように市道路線の認定及び廃止を行うものとする。

平成29年 9 月11日提出

名古屋市長 河 村 たかし

認定する路線

整理 番号	路 線 名	起 点	摘 要
		終 点	
1	明願第 8 号線	名古屋市緑区鳴海町字細根118番の 237地先	第 1 附図
		名古屋市緑区鳴海町字細根118番の 52地先	
1	希望ヶ丘第30号線	名古屋市千種区希望ヶ丘1丁目2番 の6地先	第 2 附図
		名古屋市千種区希望ヶ丘1丁目2番 の13地先	
2	希望ヶ丘第31号線	名古屋市千種区希望ヶ丘1丁目2番 の22地先	"
		名古屋市千種区希望ヶ丘1丁目2番 の13地先	
1	ささしまライブ24第4 号線	名古屋市中村区平池町4丁目60番の 5地先	第 3 附図
		名古屋市中村区平池町4丁目252番 地先	

1	守山パーキングエリア線	名古屋市守山区大字下志段味字西ノ原838番地先	第4
		名古屋市守山区大字下志段味字西島2365番地先	附図
1	天白川自転車歩行者道第11号線	名古屋市天白区原一丁目1201番地先	第5
		名古屋市天白区平針一丁目102番地先	附図
2	平針一丁目第1号線	名古屋市天白区平針一丁目2番の4地先	"
		名古屋市天白区平針一丁目2番の4地先	
1	妙見町第1号線	名古屋市昭和区妙見町80番の1地先	第6
		名古屋市昭和区妙見町90番の16地先	附図
1	泉楽通第2号線	名古屋市南区泉楽通4丁目10番の1地先	第7
		名古屋市南区堤町1丁目49番の1地先	附図
1	鳴海乙子山第2号線	名古屋市緑区鳴海町字乙子山81番の17地先	第8
		名古屋市緑区鳴海町字乙子山81番の1地先	附図
1	鳴丘三丁目第4号線	名古屋市緑区鳴丘三丁目1007番の21地先	第9
		名古屋市緑区鳴丘三丁目604番の1地先	附図

1	徳重四丁目第2号線	名古屋市緑区徳重四丁目501番の20地先	第10
		名古屋市緑区徳重四丁目501番の1地先	附図
2	徳重四丁目第3号線	名古屋市緑区徳重四丁目501番の34地先	"
		名古屋市緑区徳重四丁目501番の29地先	
3	徳重四丁目第4号線	名古屋市緑区徳重四丁目531番の1地先	"
		名古屋市緑区徳重四丁目517番の2地先	
1	一社四丁目第1号線	名古屋市名東区一社四丁目47番の29地先	第11
		名古屋市名東区一社四丁目47番の20地先	附図
1	平針黒石第26号線	名古屋市天白区天白町大字平針字黒石2878番の357地先	第12
		名古屋市天白区天白町大字平針字黒石2878番の3520地先	附図

一部廃止する路線

整理 符号	路線名	起 点	摘要
		終 点	
ア	鳴海西部第21号線	名古屋市緑区浦里五丁目58番の3地先	第13
		名古屋市緑区浦里五丁目58番の3地先	附図

ア	笠寺東部第41号線	名古屋市南区芝町239番の1地先	第14 附図
		名古屋市南区芝町238番の1地先	
イ	笠寺東部第44号線	名古屋市南区赤坪町65番の4地先	"
		名古屋市南区赤坪町66番の2地先	
ウ	笠寺東部第50号線	名古屋市南区赤坪町113番の1地先	"
		名古屋市南区赤坪町112番の4地先	
エ	笠寺東部第52号線	名古屋市南区赤坪町153番の1地先	"
		名古屋市南区赤坪町153番の3地先	
オ	笠寺東部第56号線	名古屋市南区赤坪町190番の1地先	"
		名古屋市南区赤坪町190番の3地先	
カ	鳴海西部第41号線	名古屋市緑区浦里一丁目32番の4地先	"
		名古屋市緑区浦里一丁目32番の1地先	
キ	鳴海西部第1号線	名古屋市緑区浦里一丁目49番の2地先	"
		名古屋市緑区浦里一丁目33番の3地先	

ク	鳴海西部第2号線	名古屋市緑区浦里一丁目49番の2地先	"
		名古屋市緑区浦里一丁目52番の1地先	
ア	野並第97号線	名古屋市天白区古川町203番の1地先	第15 附図
		名古屋市天白区古川町203番の1地先	
イ	鶴里町第3号線	名古屋市南区鶴里町3丁目40番の1地先	"
		名古屋市南区鶴里町3丁目40番の4地先	
ウ	笠寺東部第23号線	名古屋市南区鶴里町3丁目76番の1地先	"
		名古屋市南区鶴里町3丁目76番の3地先	
ア	野並第56号線	名古屋市天白区福池一丁目69番の3地先	第16 附図
		名古屋市天白区福池一丁目77番の1地先	
イ	野並第58号線	名古屋市天白区福池一丁目52番の2地先	"
		名古屋市天白区福池一丁目53番の1地先	
ウ	野並第60号線	名古屋市天白区福池一丁目51番の1地先	"
		名古屋市天白区福池一丁目50番の1地先	

エ	野並第61号線	名古屋市天白区福池一丁目31番の4地先	"
		名古屋市天白区福池一丁目29番の2地先	
オ	野並第62号線	名古屋市天白区福池一丁目1番地先	"
		名古屋市天白区福池一丁目3番の1地先	
カ	野並第64号線	名古屋市天白区中坪町26番の2地先	"
		名古屋市天白区中坪町24番地先	
キ	野並第67号線	名古屋市天白区中坪町27番の3地先	"
		名古屋市天白区中坪町28番地先	
ク	野並第69号線	名古屋市天白区中坪町51番の4地先	"
		名古屋市天白区中坪町51番の1地先	
ケ	野並第73号線	名古屋市天白区中坪町74番の5地先	"
		名古屋市天白区中坪町74番の2地先	
コ	野並第79号線	名古屋市天白区井の森町1番の3地先	"
		名古屋市天白区井の森町1番の1地先	

サ	野並第81号線	名古屋市天白区井の森町60番の2地先	"
		名古屋市天白区井の森町60番地先	
ア	妙見町山手通線	名古屋市昭和区妙見町2番の12地先	第18 附図
		名古屋市昭和区山手通3丁目17番の1地先	
ア	鳴海町第363号線	名古屋市緑区鳴海町字大清水69番の3地先	第19 附図
		名古屋市緑区鳴海町字大清水69番の3地先	

廃止する路線

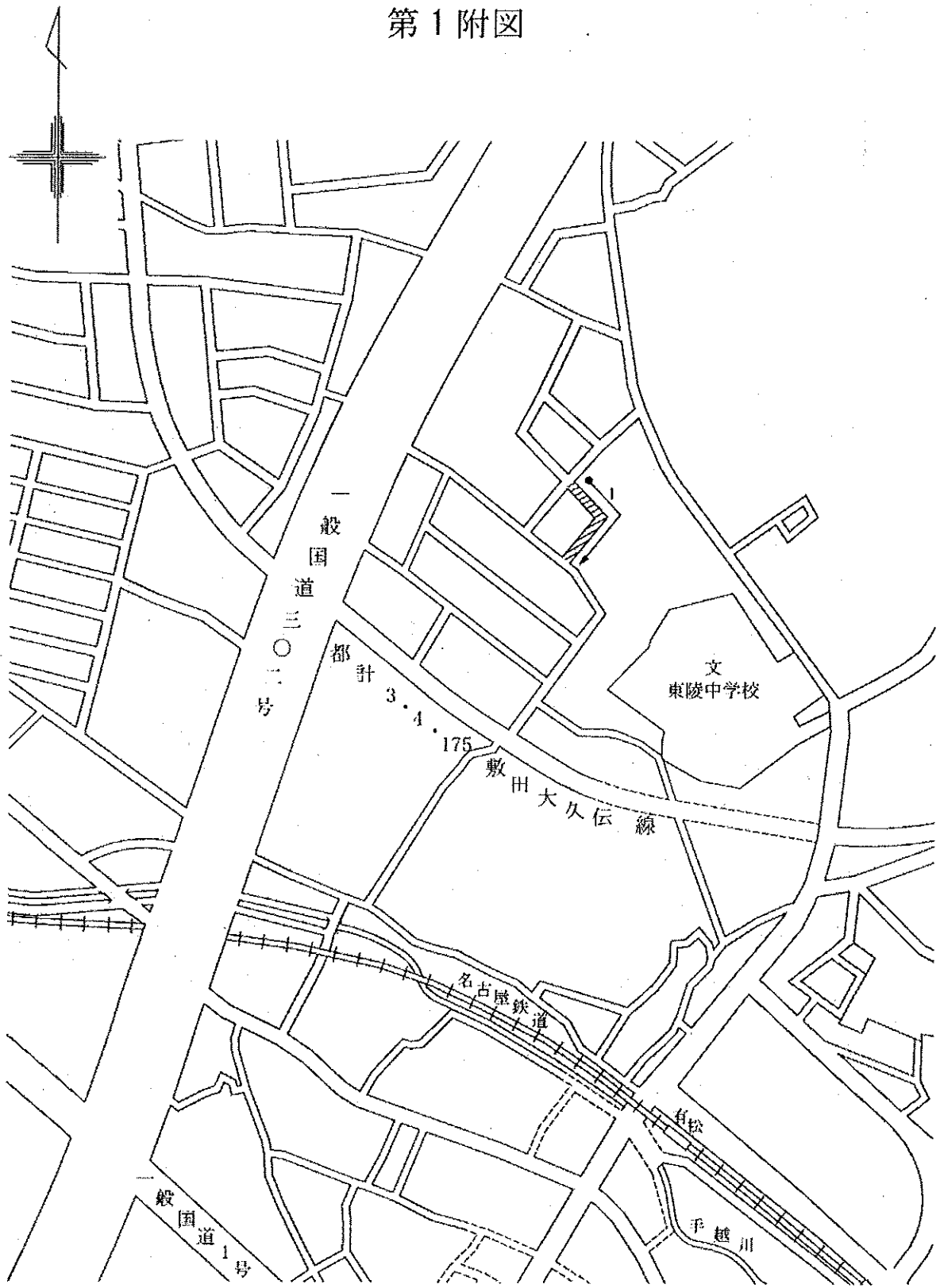
整理 番号	路線名	起 点	摘要
		終 点	
1	天白川線	名古屋市瑞穂区白砂町4丁目145番の4地先	第17 附図
		名古屋市南区中江二丁目1234番地先	
2	天白川自転車道線	名古屋市南区元鳴尾町458番の2地先	"
		名古屋市天白区道明町197番地先	
3	天白川自転車道線支線 第4号線	名古屋市南区大堀町1803番地先	"
		名古屋市南区大堀町34番地先	

4	天白川自転車道線支線 第1号線	名古屋市南区中江二丁目1239番地先	"
		名古屋市南区中江二丁目1237番地先	
5	天白川自転車道線支線 第5号線	名古屋市南区鶴里町3丁目15番の2 地先	"
		名古屋市南区鶴里町3丁目15番の2 地先	
6	天白川自転車道線支線 第6号線	名古屋市南区芝町322番の1地先	"
		名古屋市南区芝町322番の1地先	
7	天白川自転車道線支線 第2号線	名古屋市南区赤坪町293番地先	"
		名古屋市南区赤坪町293番地先	
8	天白川自転車道線支線 第7号線	名古屋市南区阿原町103番の2地先	"
		名古屋市南区阿原町103番の2地先	
9	天白川自転車道線支線 第8号線	名古屋市南区星崎二丁目107番の9 地先	"
		名古屋市南区星崎二丁目107番の9 地先	

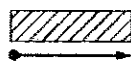
(理 由)

この案を提出したのは、市道路線の認定及び廃止をする必要があるによる。

第1附图

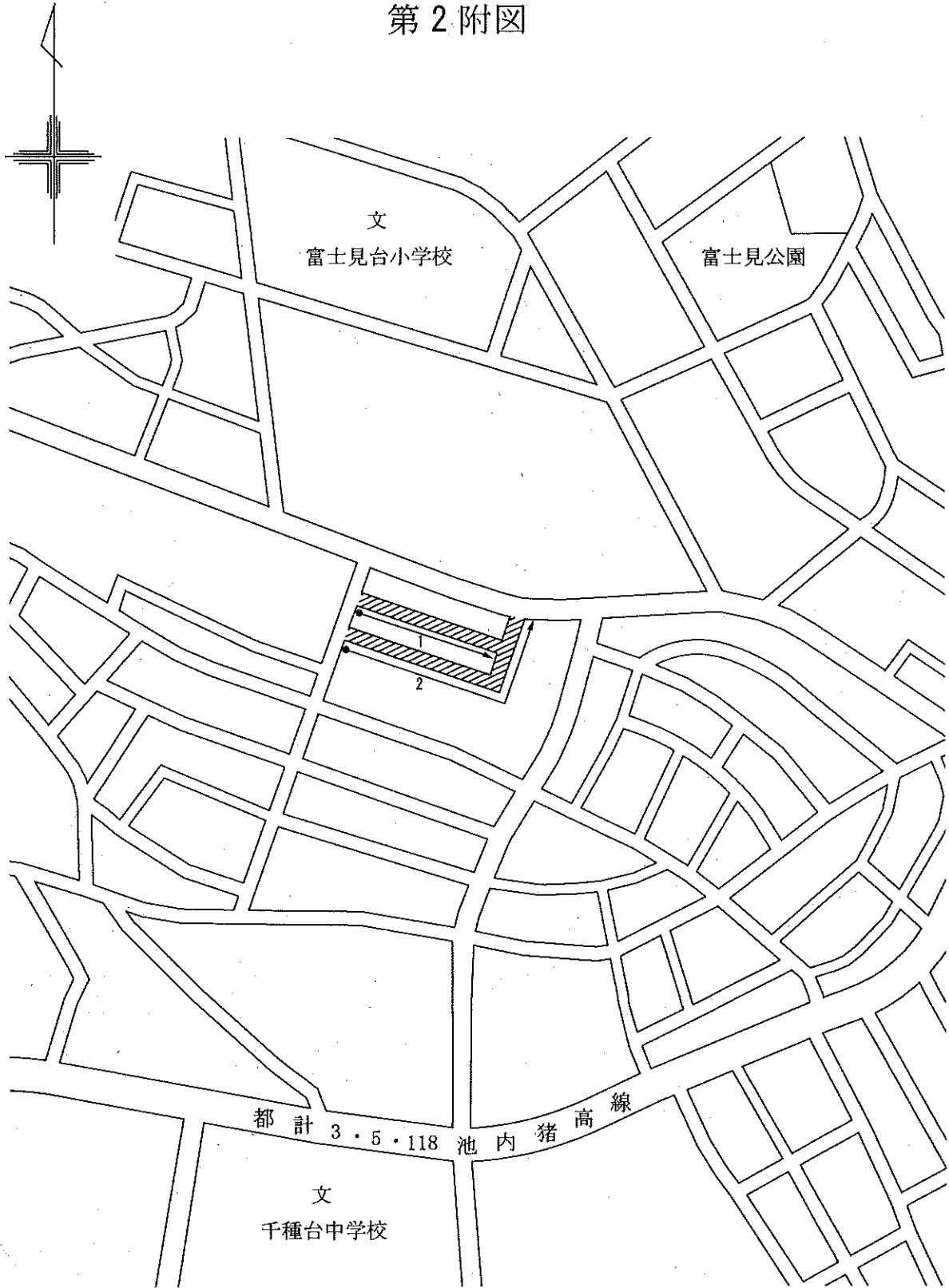


凡例



市道に認定する路線

第2附図

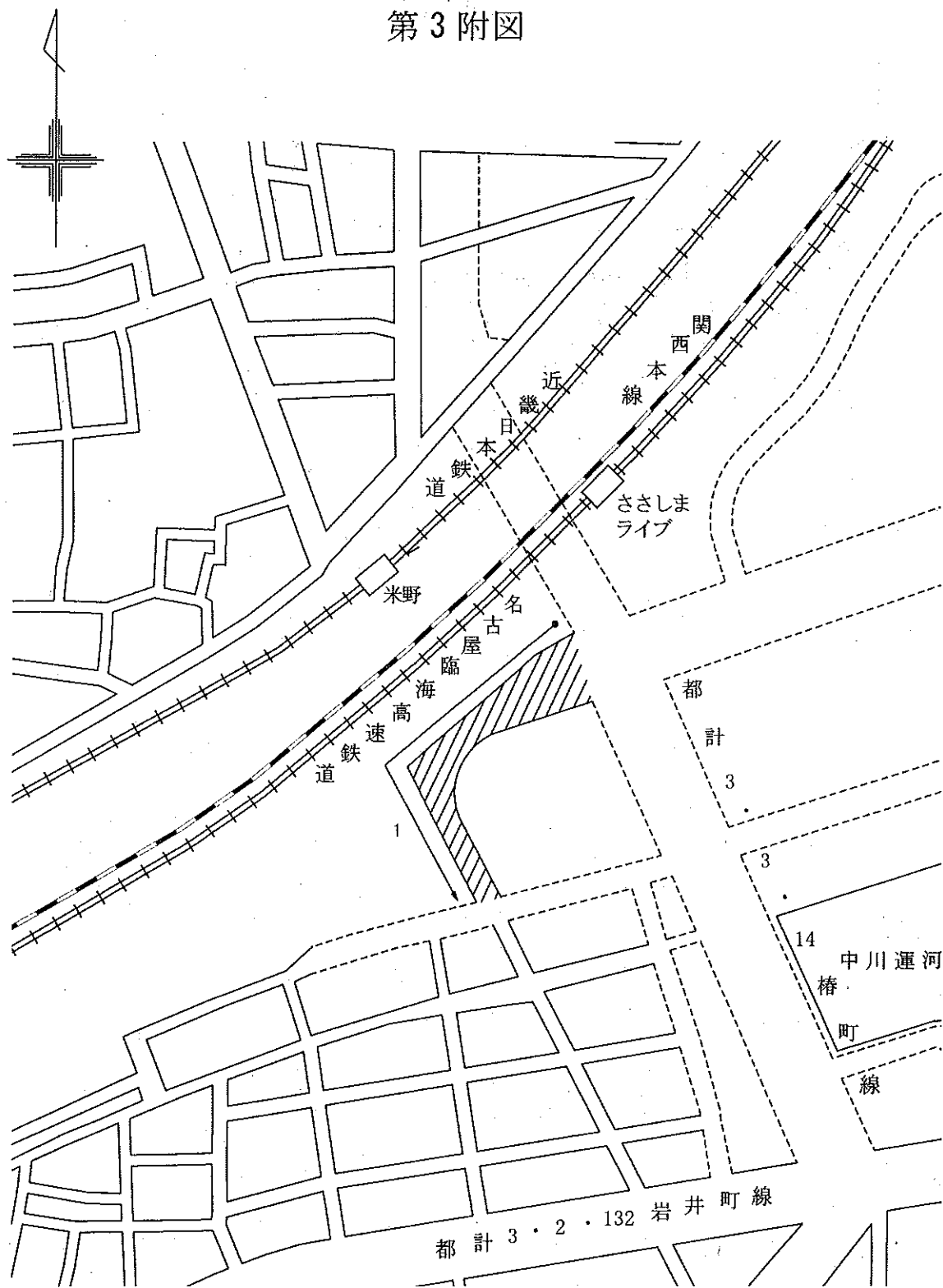


凡例



市道に認定する路線

第3附図

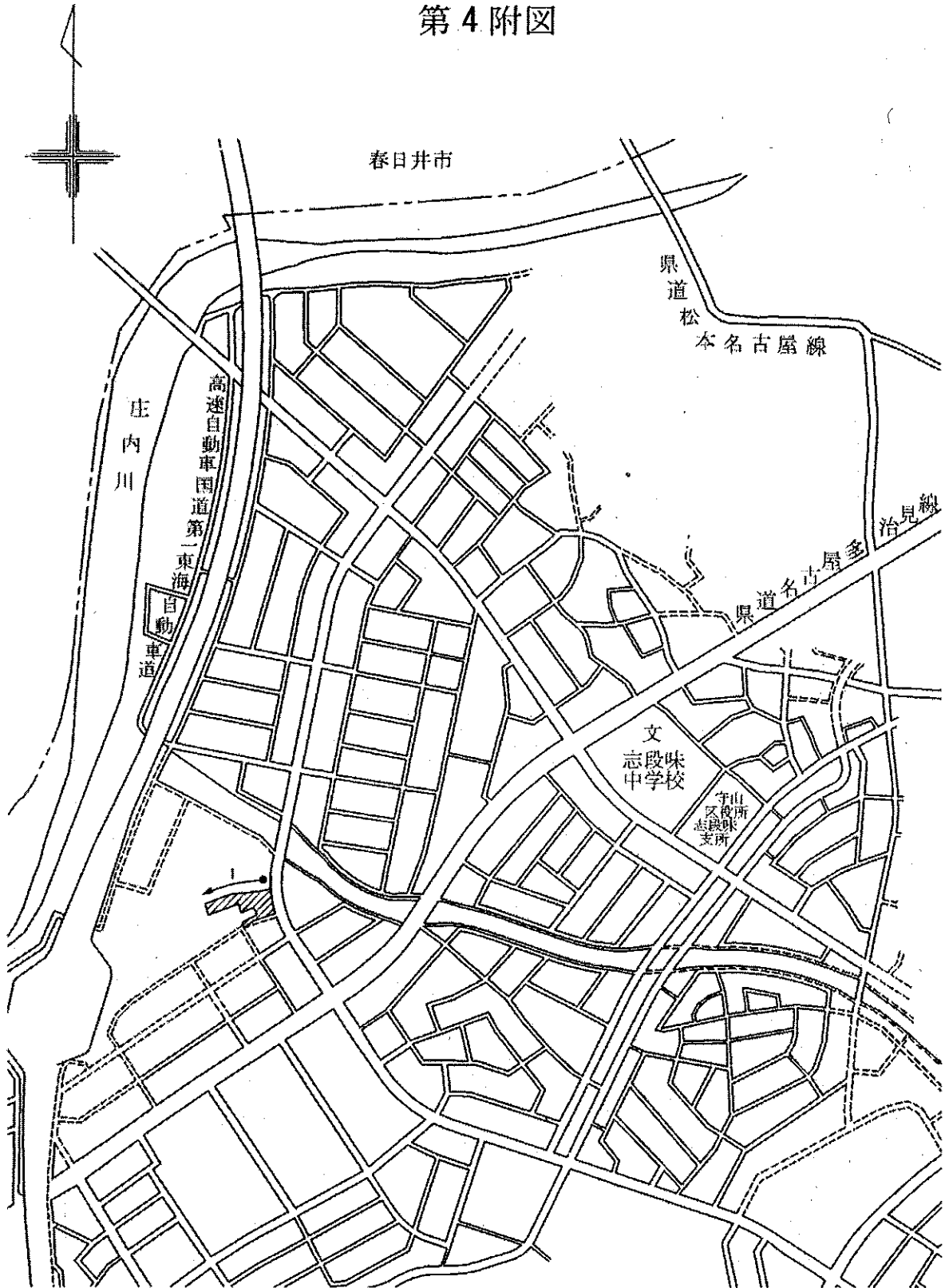


凡例



市道に認定する路線

第4附図

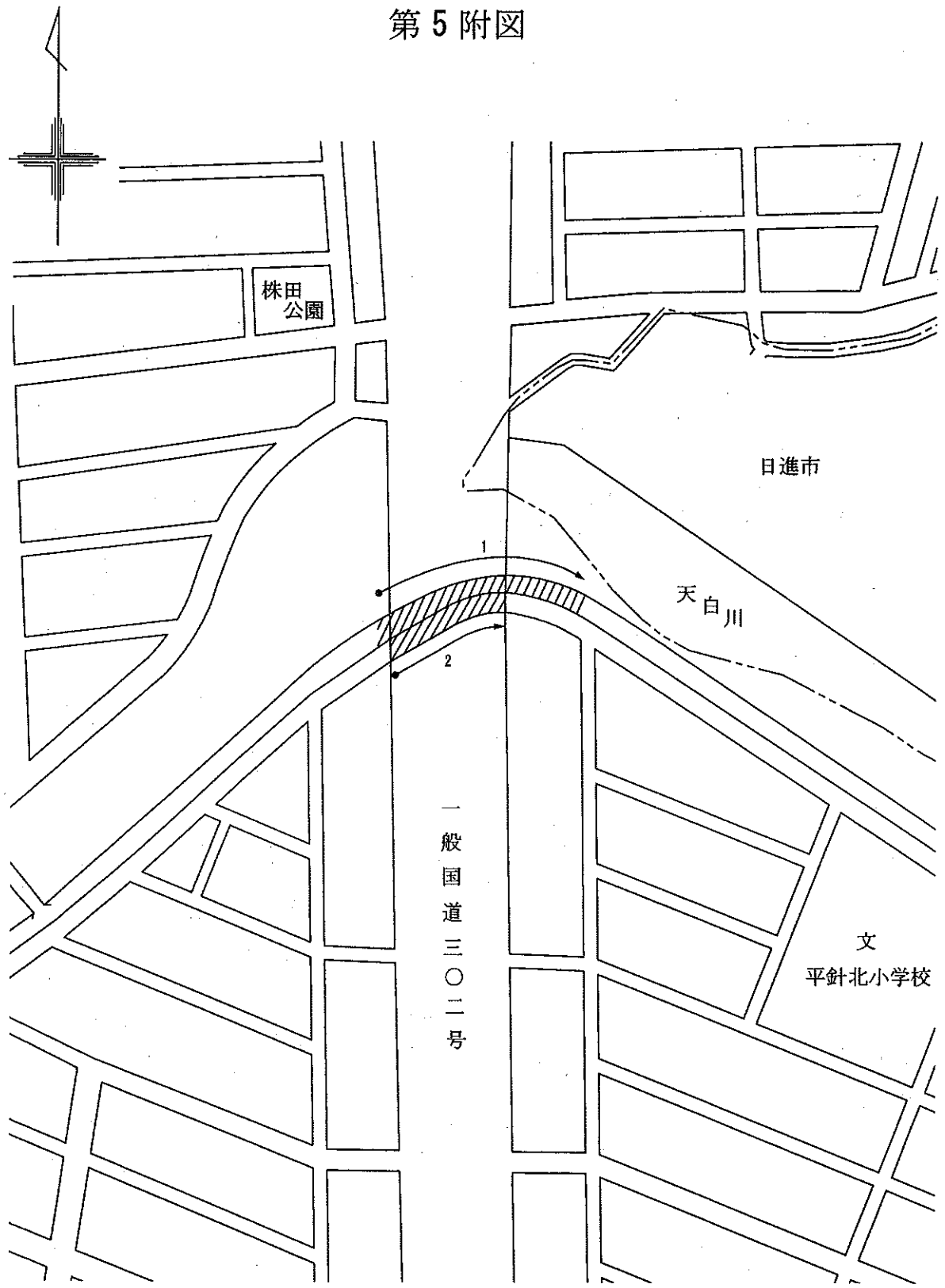


凡例

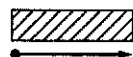


市道に認定する路線

第5附図

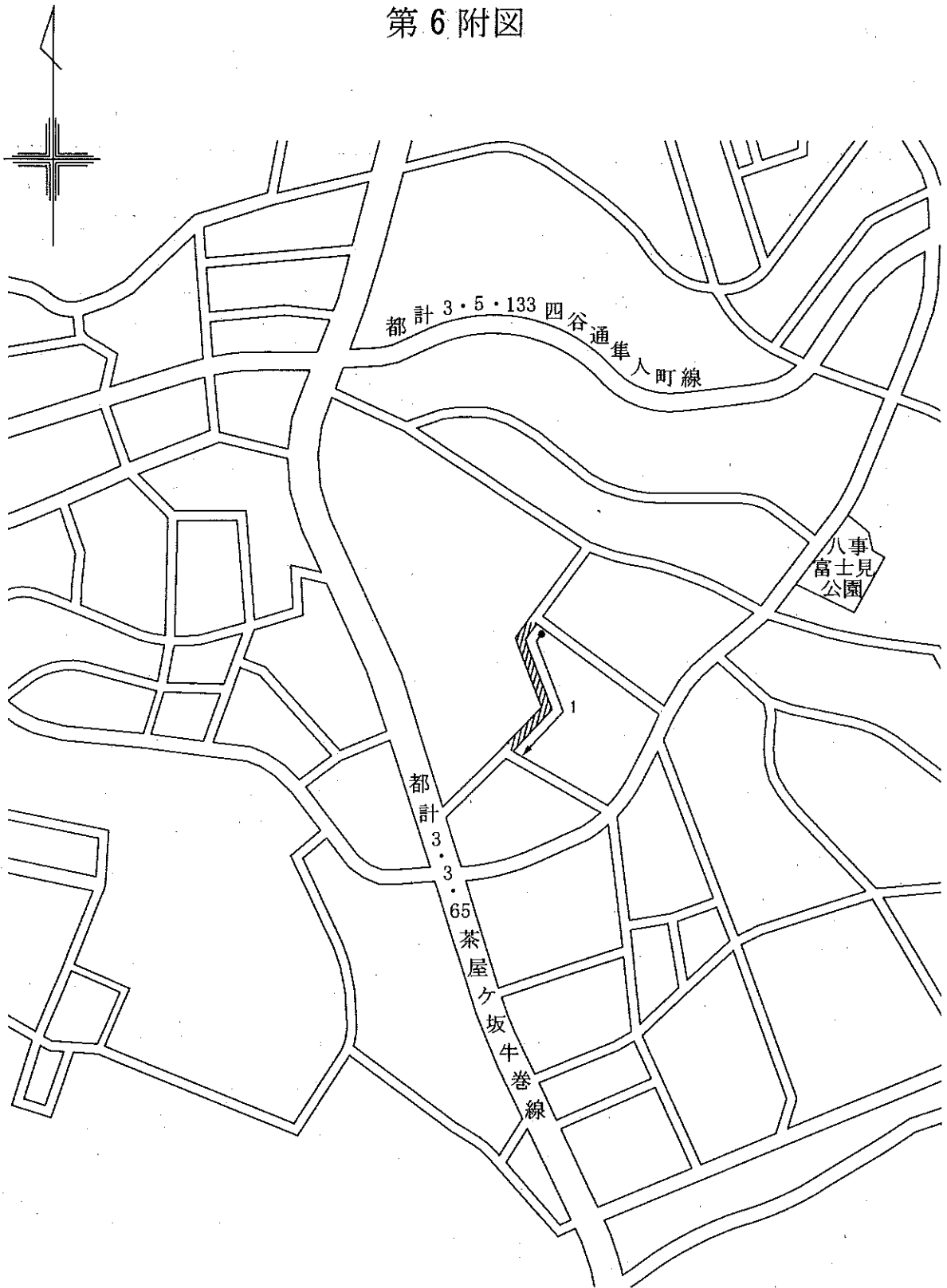


凡例




市道に認定する路線

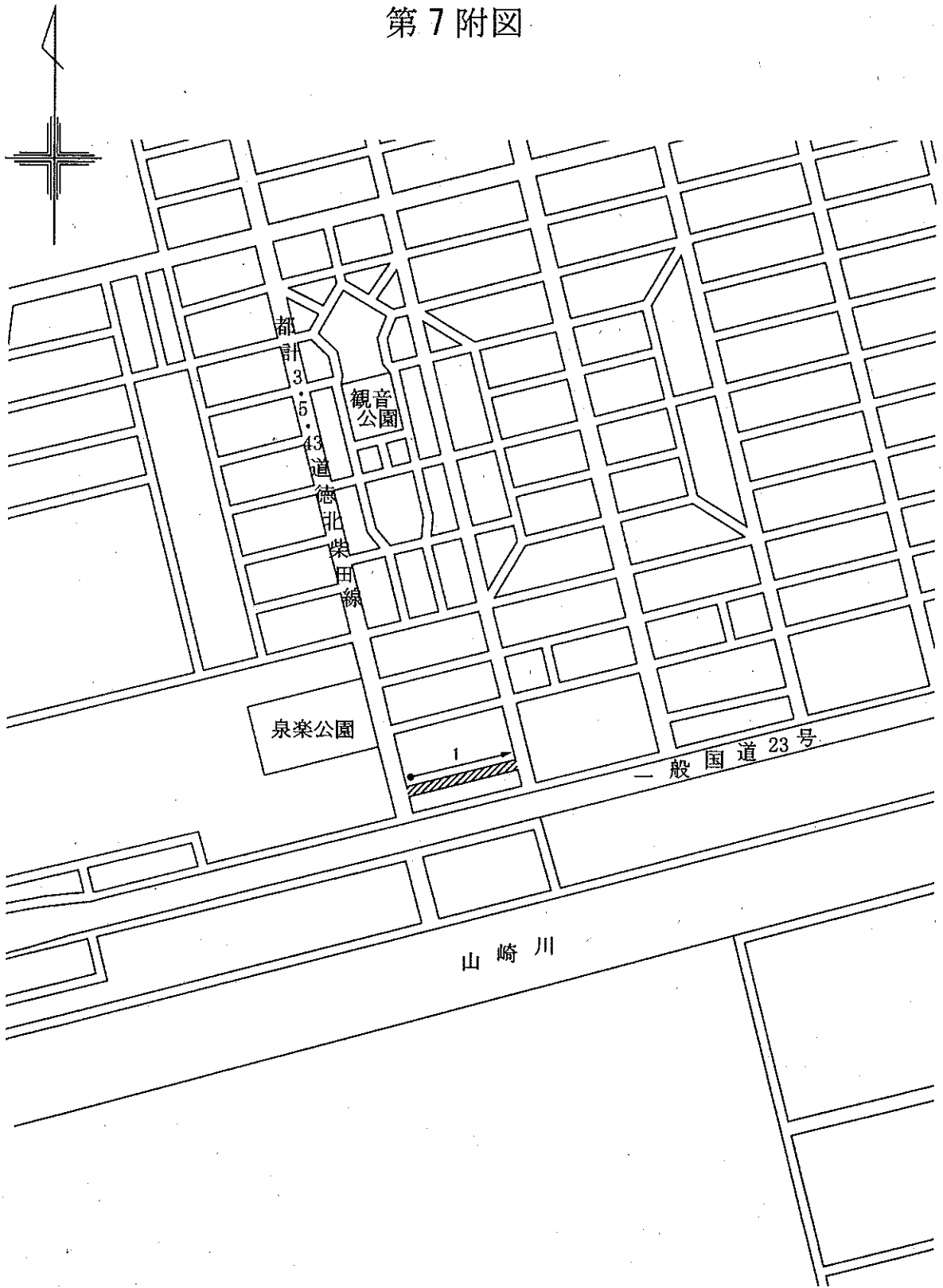
第6附図



凡例

 市道に認定する路線

第7附图

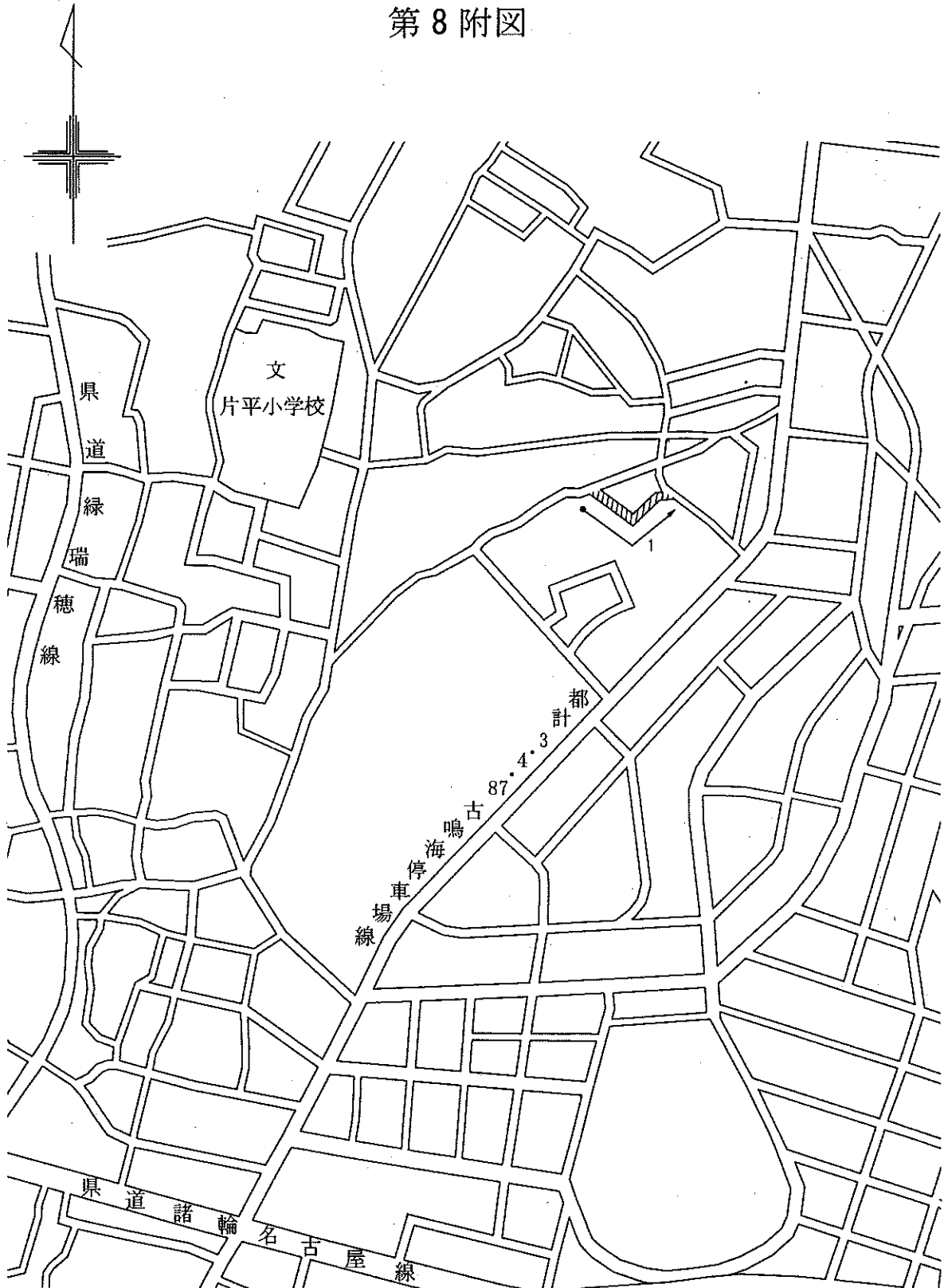


凡例

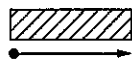


市道に認定する路線

第 8 附図

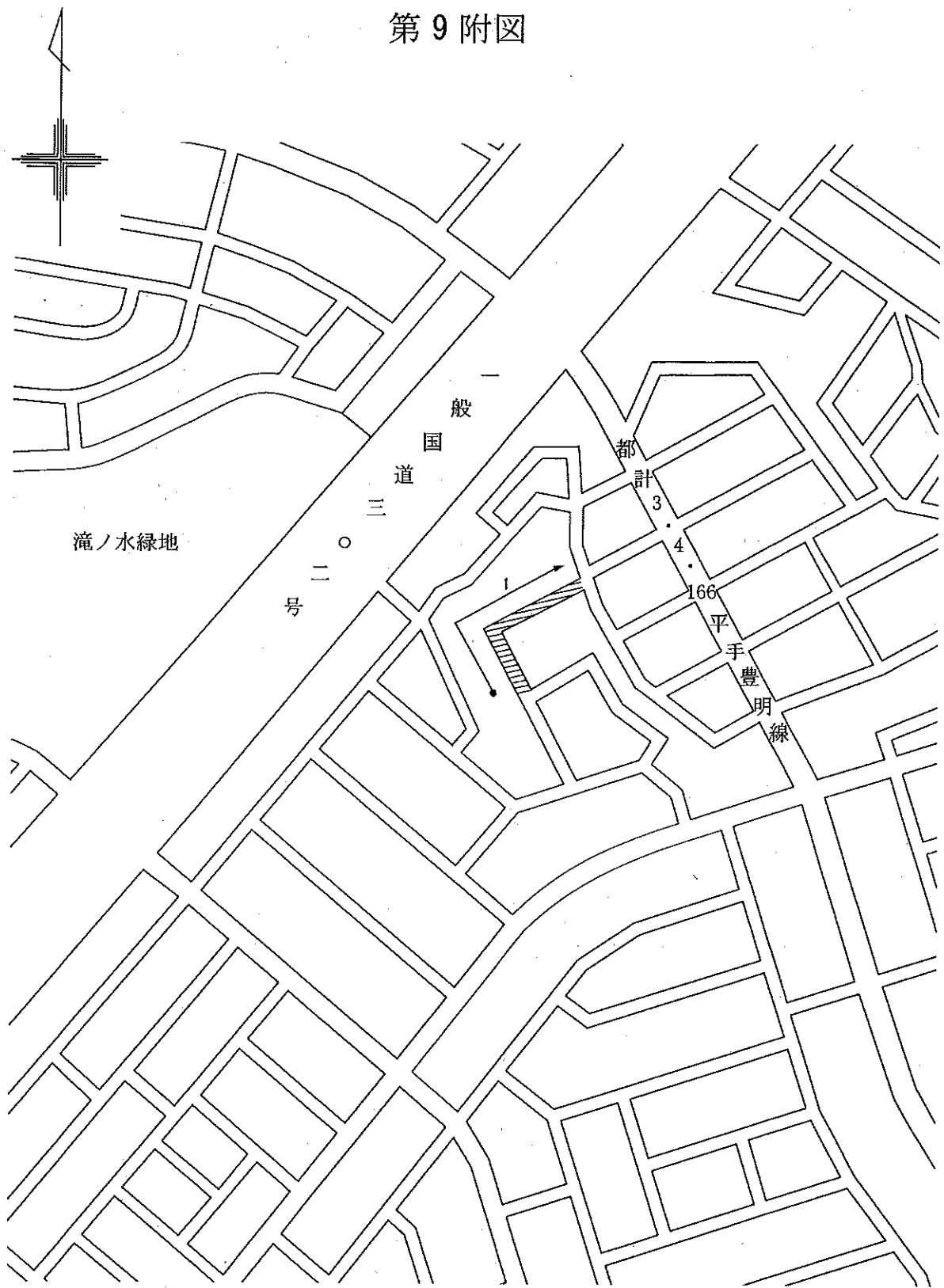


凡 例

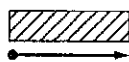


市道に認定する路線

第9附図

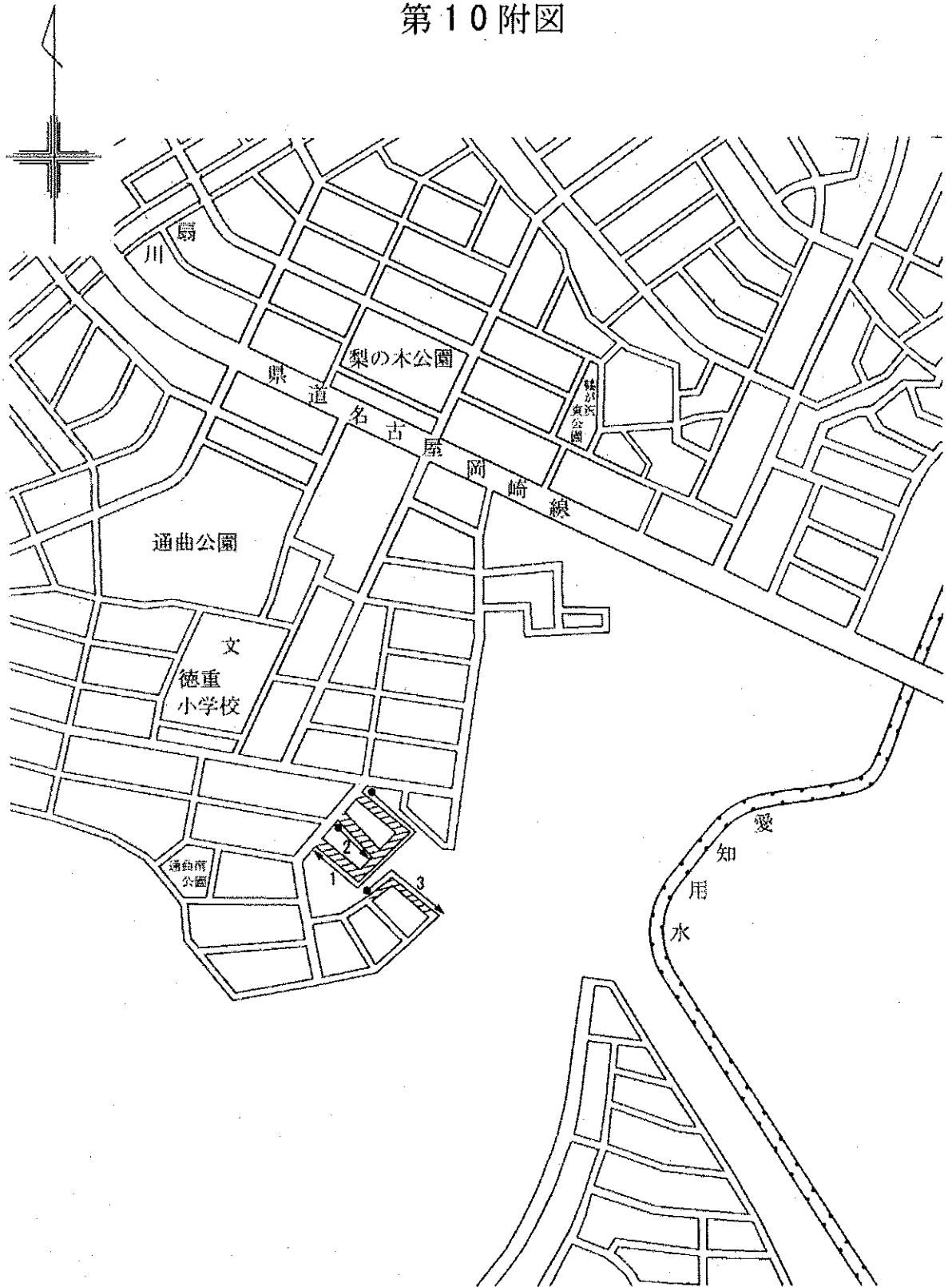


凡例

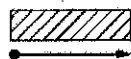


市道に認定する路線

第10附図



凡例



市道に認定する路線

第11附図

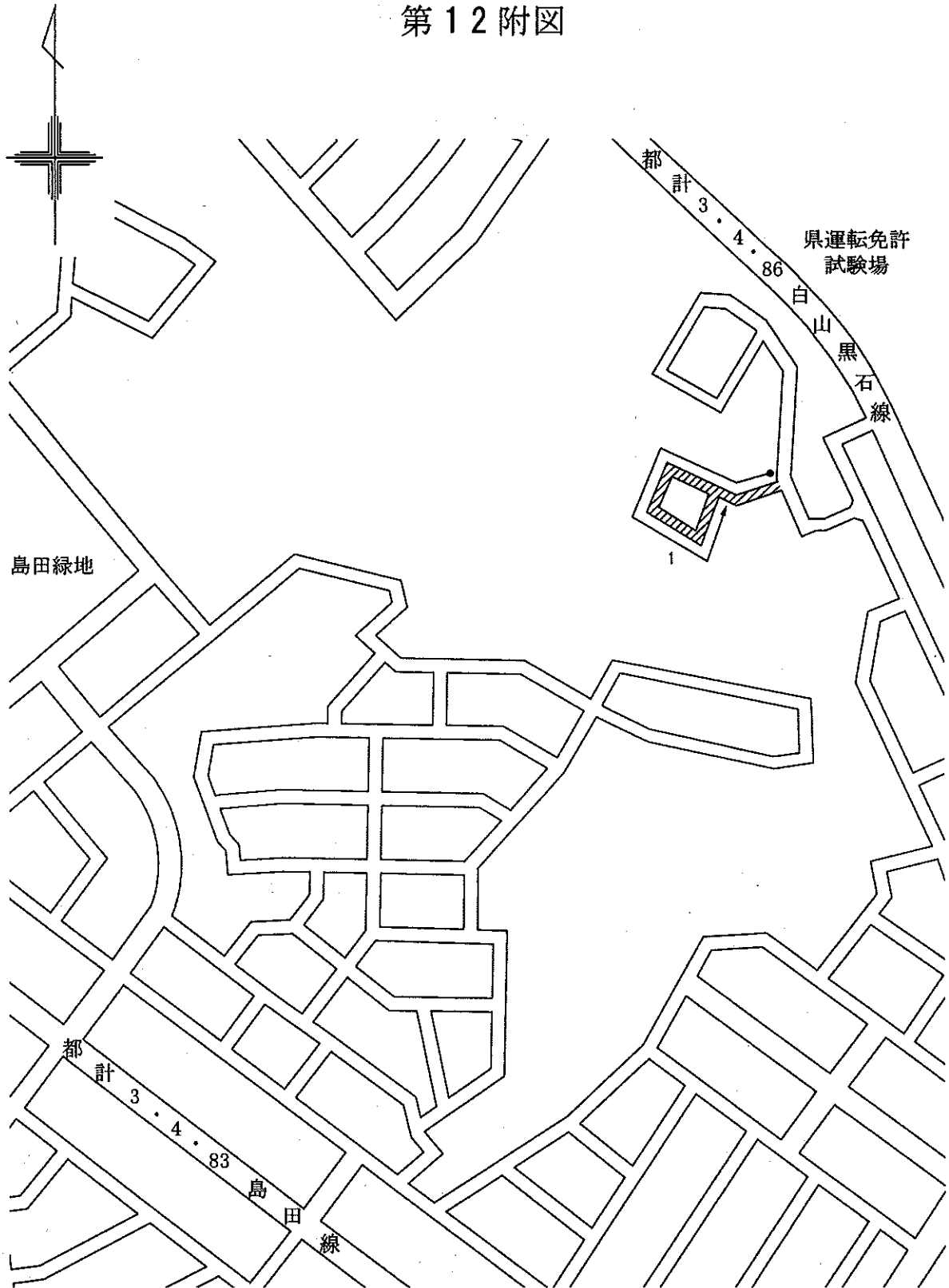


凡例





市道に認定する路線

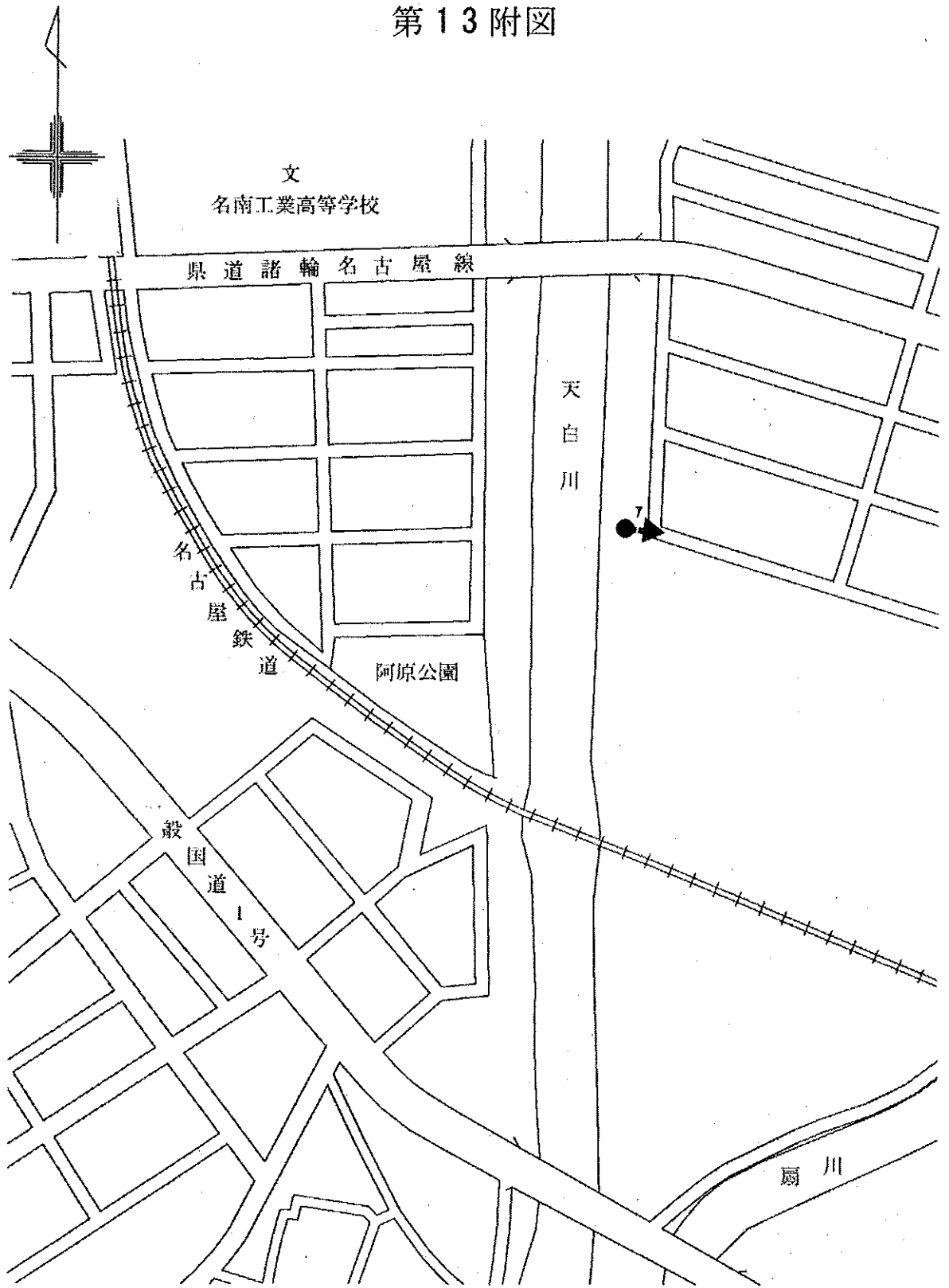
第 12 附図



凡 例

 市道に認定する路線


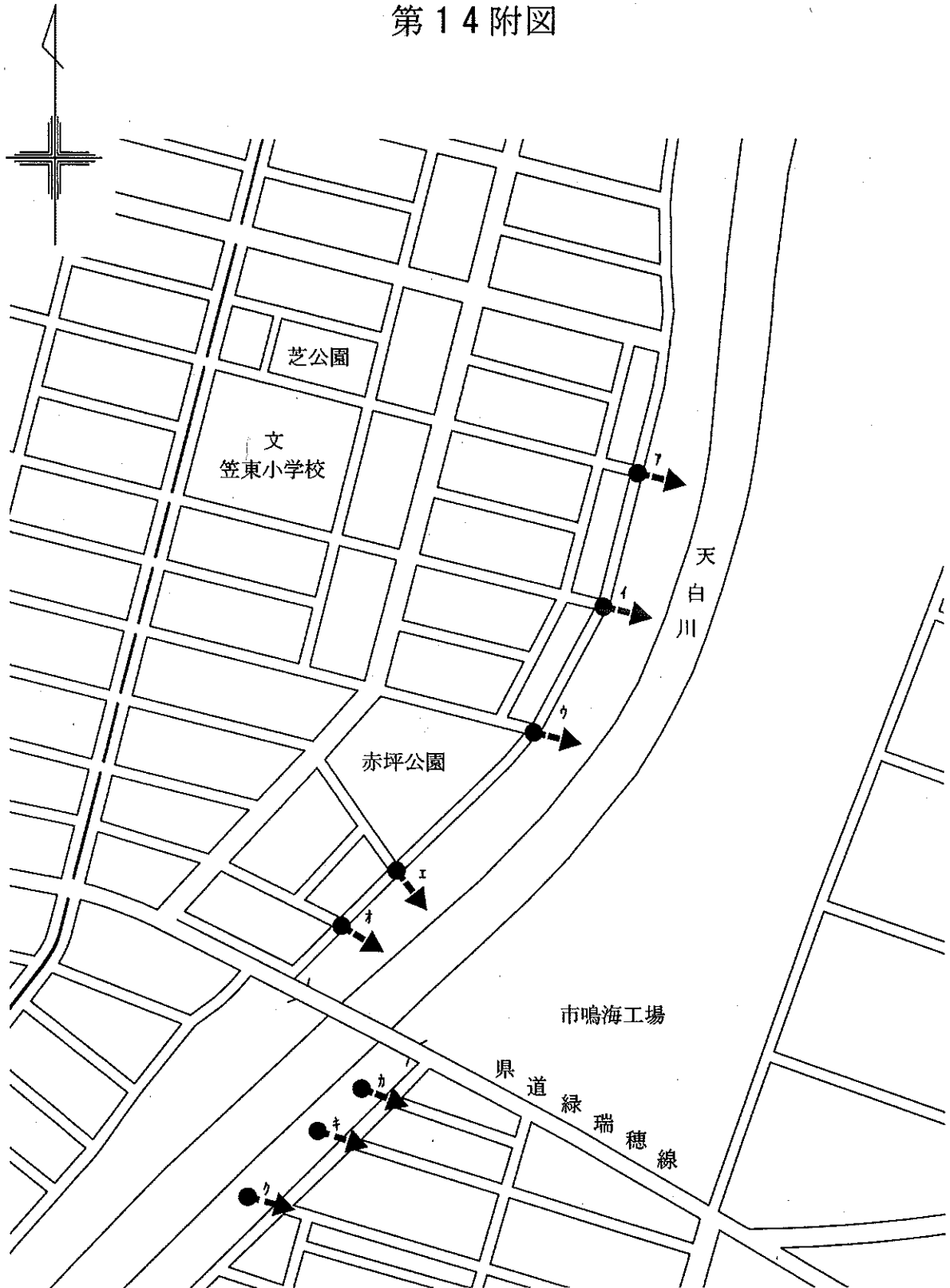
第13附図



凡例

●---> 一部廃止する路線

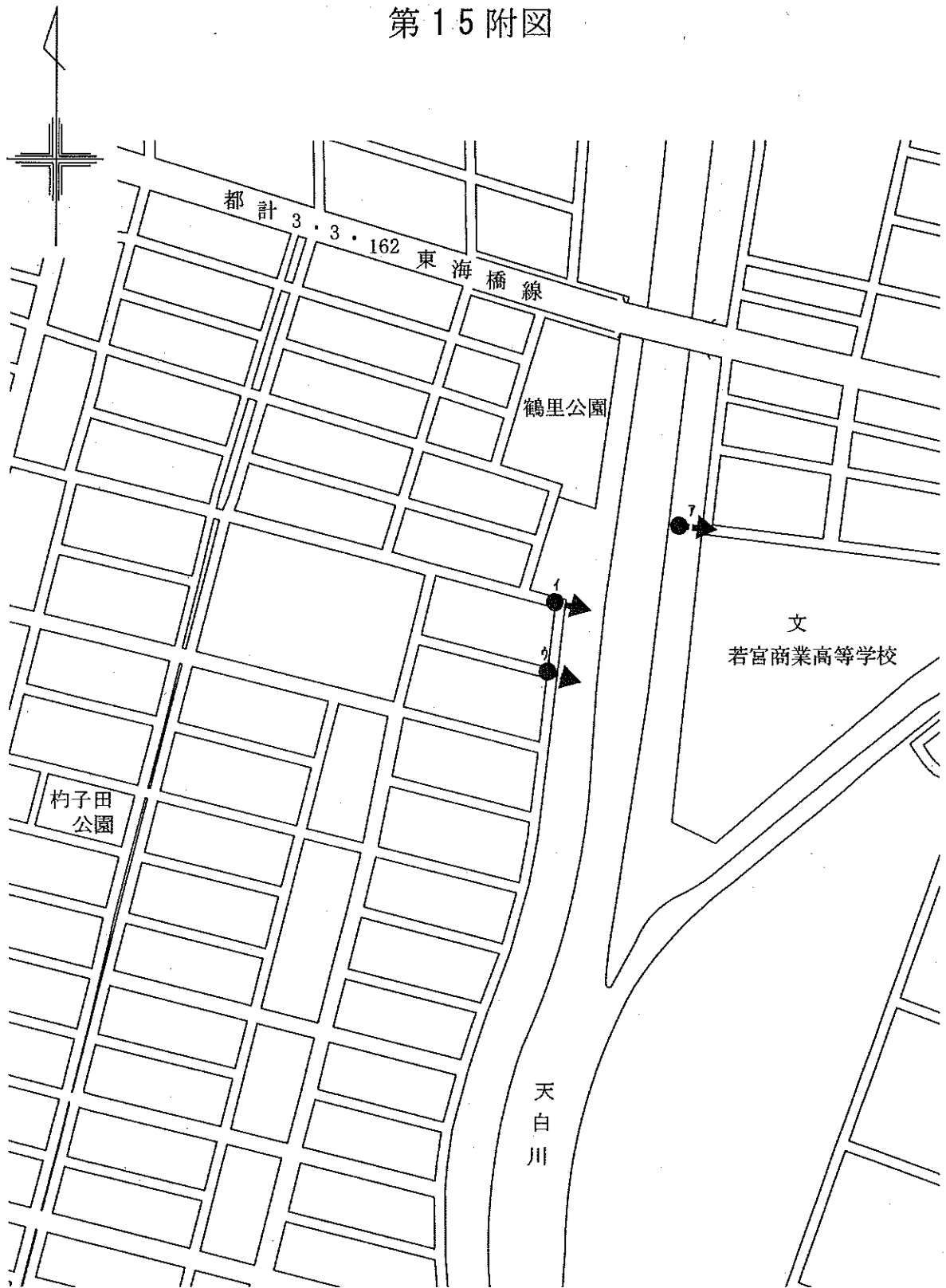
第14附図



凡例

●- - - -> 一部廃止する路線

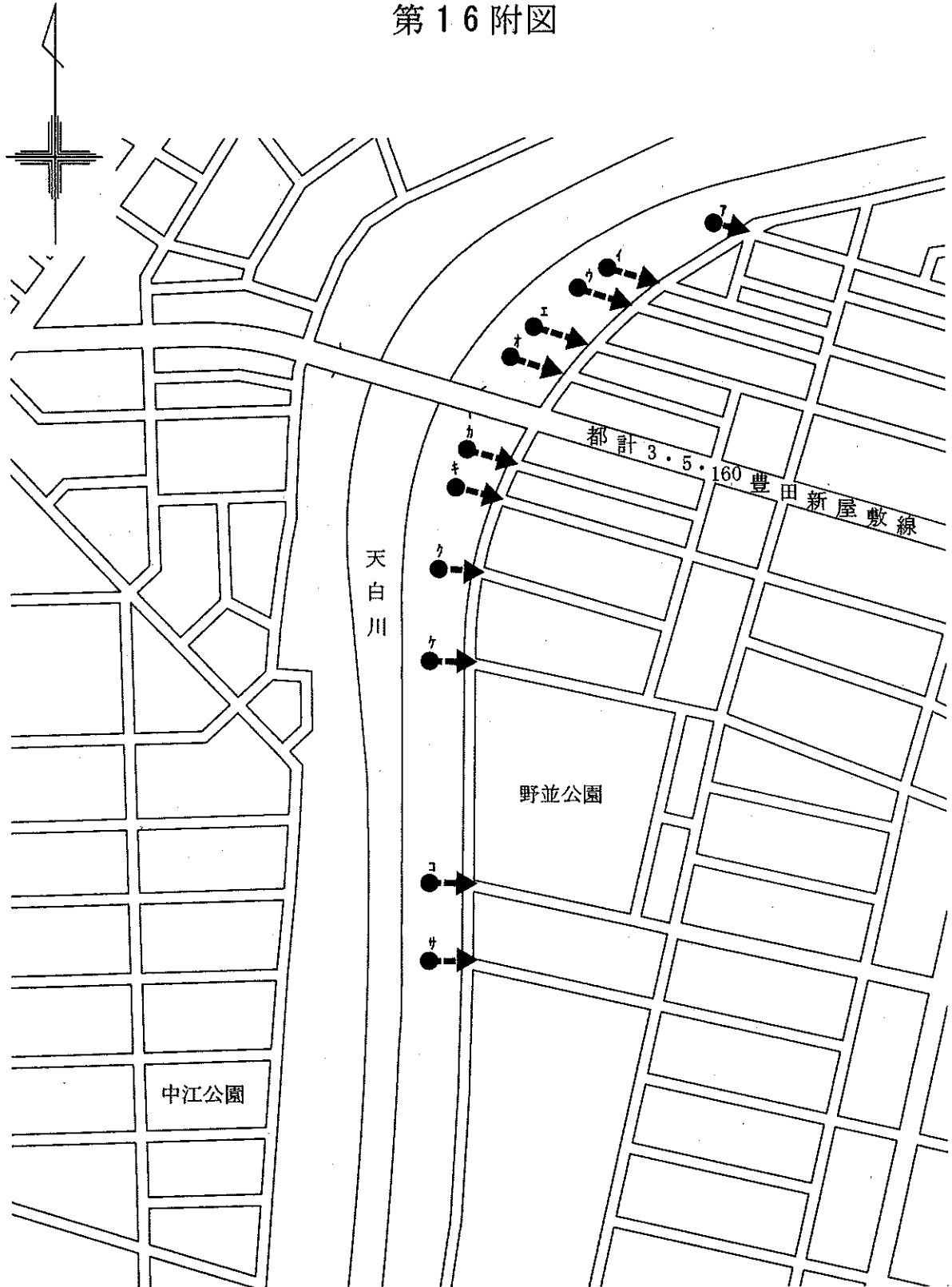
第15 附図



凡例

●---➡ 一部廃止する路線

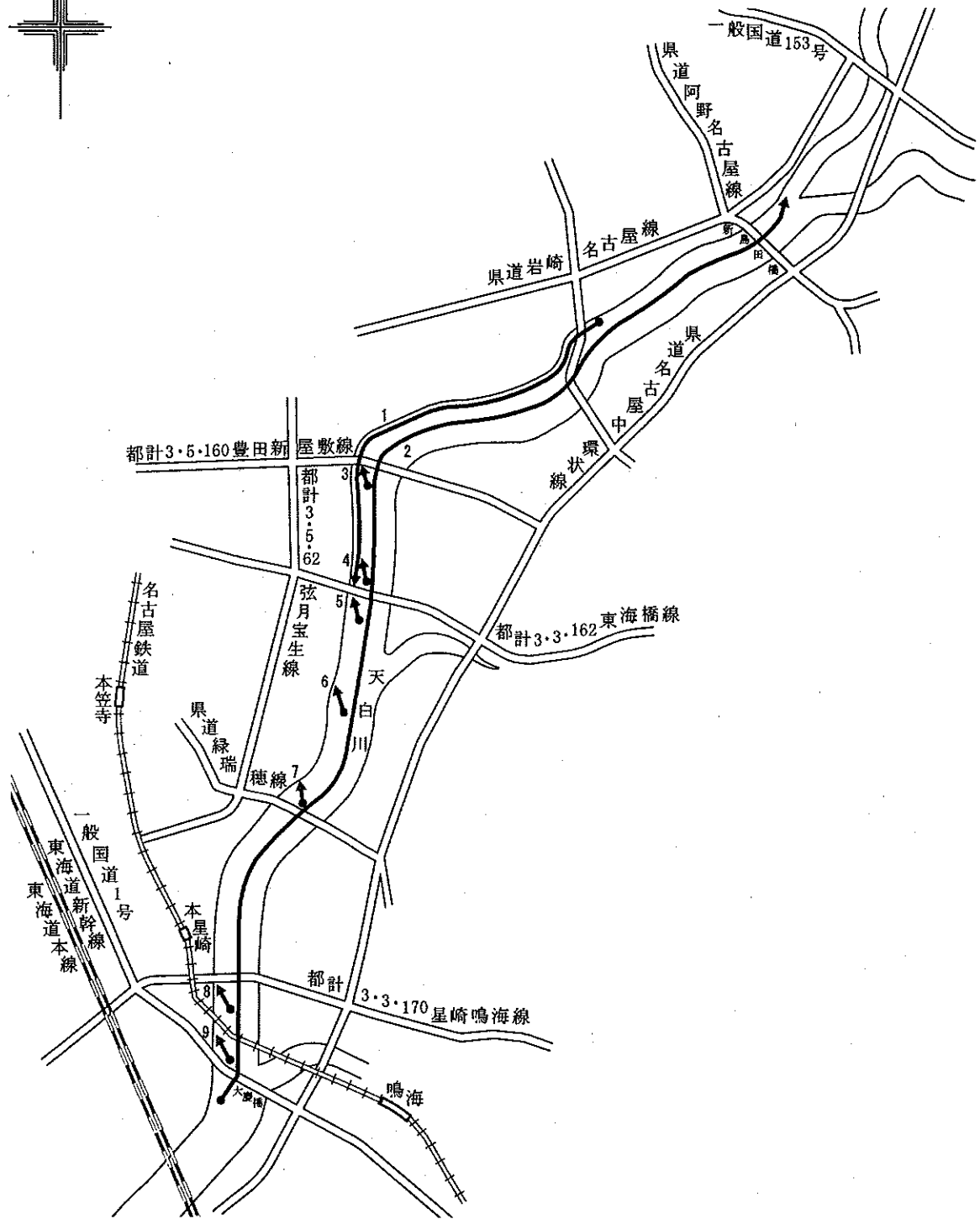
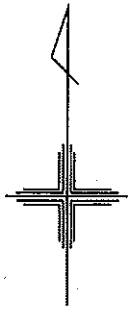
第16附図



凡例

●-----> 一部廃止する路線

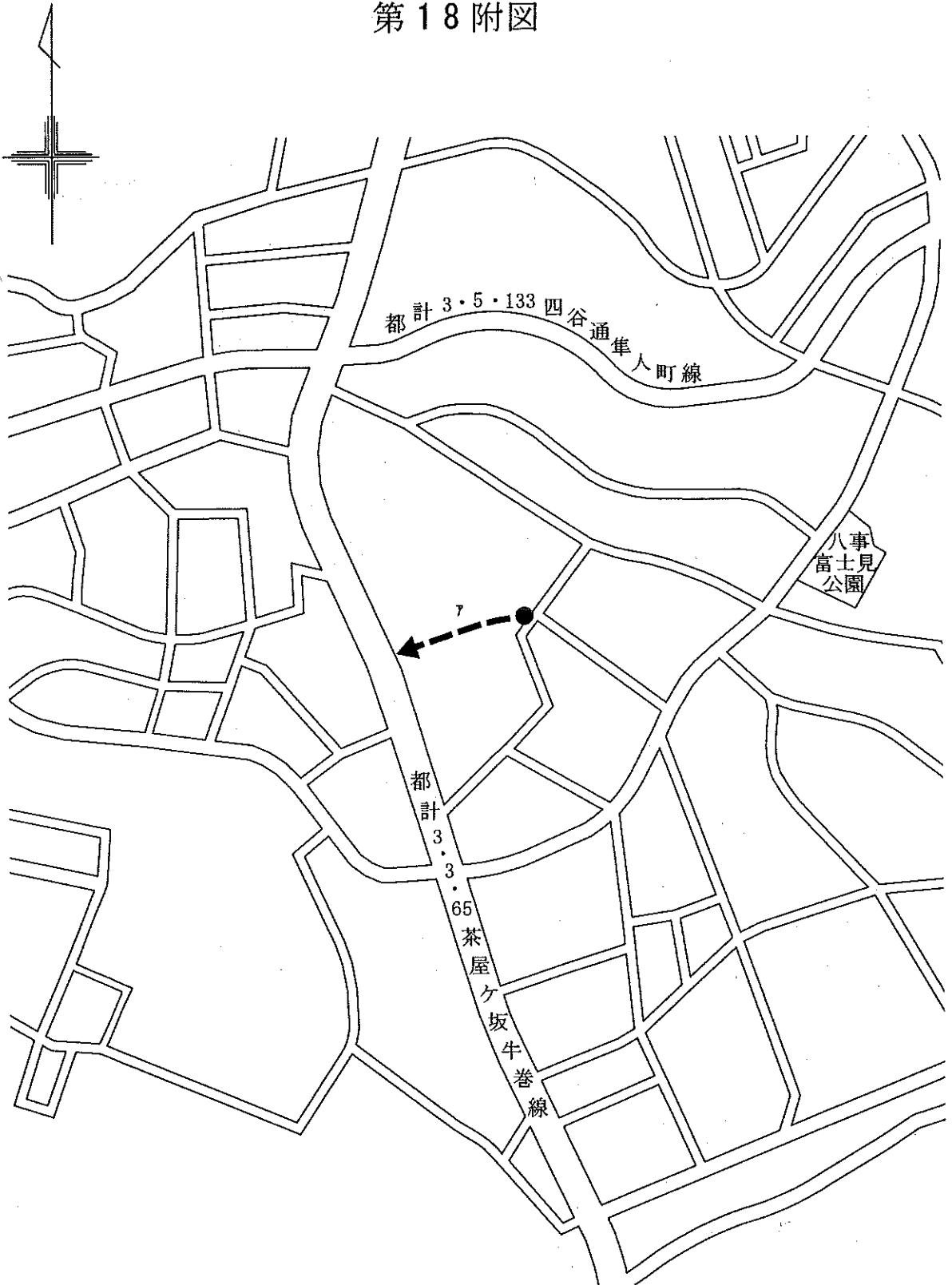
第17附図



凡例

●→ 廃止する路線

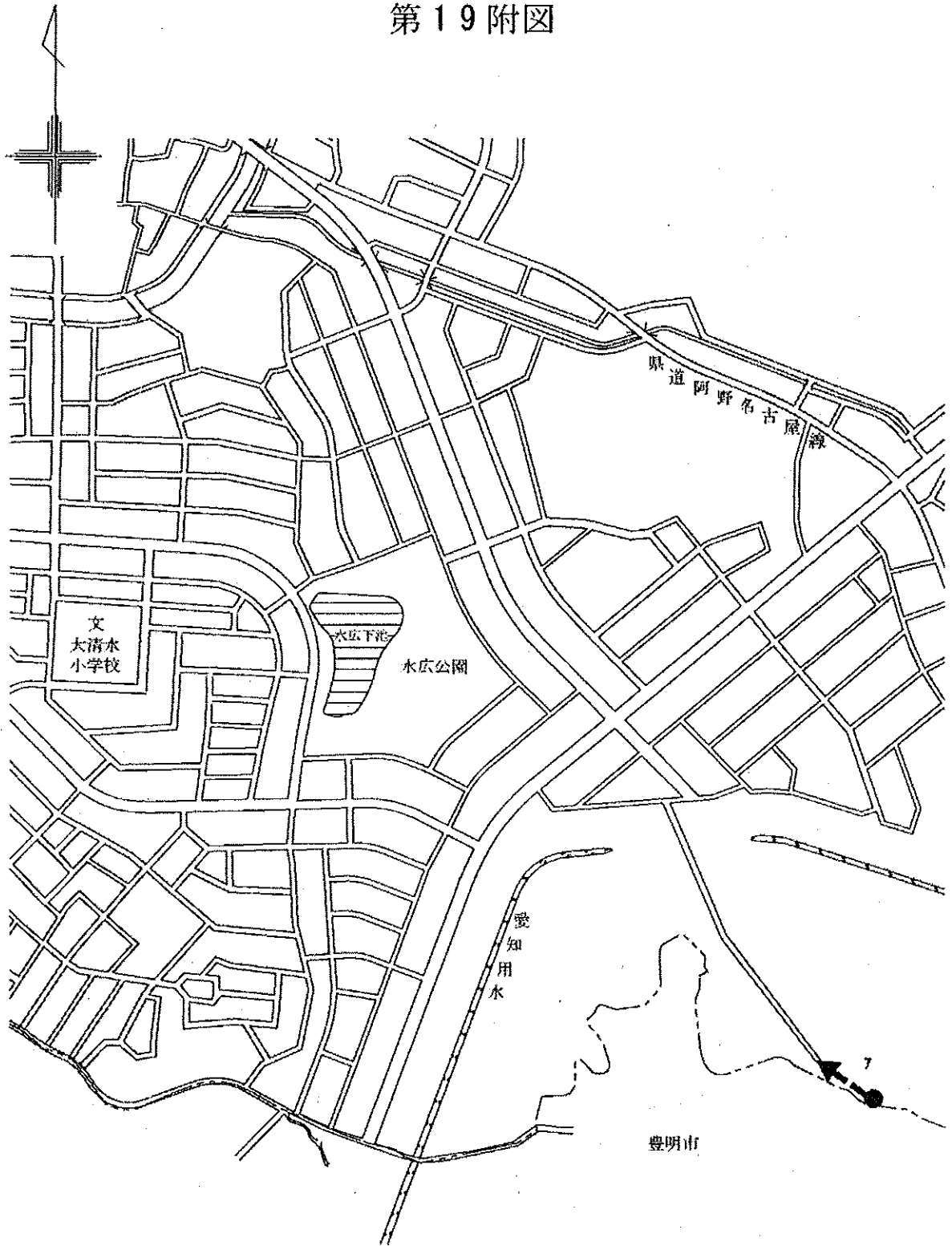
第 18 附図



凡 例

●-----> 一部廃止する路線

第19附図



凡例

●-----> 一部廃止する路線

(参 考)

参 照 条 文

道路法（昭和27年法律第180号）抜すい

（市町村道の意義及びその路線の認定）

第8条 第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

3 }
4 } (略)
5 }

（路線の廃止又は変更）

第10条 都道府県知事又は市町村長は、都道府県道又は市町村道について、一般交通の用に供する必要がなくなつたと認める場合においては、当該路線の全部又は一部を廃止することができる。路線が重複する場合においても、同様とする。

2 (略)

3 第7条第2項から第8項まで及び前条の規定は前2項の規定による都道府県道の路線の廃止又は変更について、第8条第2項から第5項まで及び前条の規定は前2項の規定による市町村道の路線の廃止又は変更について、それぞれ準用する。

この冊子は、古紙パルプを含む再生紙を使用しています。